



AIU損害保険

ディスクロージャー誌

2015年4月1日～2016年3月31日



「
2016
」

はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「ディスクロージャー誌 2016」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いです。

会社概要

設立：2012年(平成24年)[※]

※ 日本での営業開始年は1946年 AIUコーポレーション(AIUC)日本支店として

資本金：137億円

総資産：1,805億円

代理店数：6,999店

従業員数：2,385名

ホームページアドレス：<http://www.aiu.co.jp/>

(2016年3月31日現在)

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。
記載された情報は、別途記載がある場合を除き2016年7月1日現在のものです。
また、記載された2013年3月31日以前の情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー(日本支店)に関するものです。2013年4月1日以降の情報は、AIU損害保険株式会社に関するものです。

CONTENTS

ごあいさつ	2
-------------	---

AIU損害保険株式会社について

●AIGについて	4
●富士火災との経営統合	8
●代表的な経営指標	9
●2015年度のトピックス	11
●2015年度のCSR活動	14

2015年度における事業の概況

1. 経営方針・経営施策全般	15
2. 内部統制	15
3. コンプライアンス(法令等遵守)	15
4. 営業体制・方針	16
5. 損害サービス	16
6. 情報システム	17
7. お客さまサービス	17
8. 資産運用の状況	18
9. 今後対処すべき課題等	18

主要な業務の内容

1. 保険の引受け	19
2. 資産の運用	19
3. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行	19
4. 国債等の窓口販売業務	19

運営の態勢

1. リスク管理の態勢	20
2. コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	21
3. 利益相反管理基本方針	22
4. 反社会的勢力に対する基本方針	23
5. 顧客情報保護に関する態勢	23
6. 内部統制システムの構築および運用状況の概況	25
7. 内部監査について	30
8. お客さま満足度向上に向けた取組み	30

データ編	33
------------	----

AIUはAIGグループと一丸となって、 「常に最適な解決策」を、また「世界品質の安心」を 引き続きお客さまへ提供し続けます。

日頃より、AIU損害保険株式会社をお引き立て
いただき、誠にありがとうございます。

当社は戦後間もない1946年、日本において営業
を開始して以来、外資系損害保険会社として70年
にわたってお客さまからのご支援を賜り、大きく成長
してまいりました。心より感謝申し上げます。

AIUは日本における70年の歴史において、示談
代行サービスを初めて取り入れた自動車保険、海外
ネットワークを活用した海外旅行保険、団体向けの
傷害保険、AIGのノウハウを盛り込んだ賠償保険等、
時代の最先端を行く革新的な商品の開発やサービス
を、当社の優れた代理店チャネルを通じ、お客さま
に提供し続けてまいりました。

また、2013年に発表しました統合について、新会社
名を「AIG損害保険株式会社」とし、当社と富士火災
海上保険株式会社は関係当局の認可等を前提に、
統合に向け様々な準備を進めております。

統合に至るまで、また統合後も今までと変わること
なく、私たちはよりお客さまのニーズに応えるため
に、強みである社員と販売チャネル、商品を活かし
日々精進してまいります。



代表取締役社長 兼 CEO 小関 誠

AIU 損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、現在では、全国83の営業拠点(2016年7月1日現在)と6,999店の代理店(2016年3月31日現在)を有しています。

経営理念

私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、
コンサルティングを通じて、
常に最適な解決策を提供いたします。

コーポレートスローガン

Create New Value

私たちにしかつくれない“世界品質の安心”を。

ブランド・バリュー・プロポジション(お客さまや社会に対する私たちの約束)

未来は明るい、と言えるイノベーション。

「成長」「飛躍」「機会」「可能性」そして「胸の高鳴り」…。
変化は、新しい“何か”をもたらしてくれます。
しかし、ときには先が見えず、戸惑うこともあります。
私たちは、そんなときこそ頼れるパートナーでありたい。
新しいことに挑むお客さまに、世界100以上の国や地域における
ネットワークと経験をもつAIGグループの一員として
私たちにしか提供できない“世界品質の安心”をお届けしていきたい。
1946年から日本で外資系損害保険会社のパイオニアとして
営業を開始して70年、AIUはずっと時代の変化に対して、
既存の概念にとらわれない新しい価値を持つ商品やサービスを創り出し、
ご提供してきました。時代がどんなに変わっても、
いつも未来に可能性を感じ、「未来は明るい」と胸を張って言えるように。
私たちはこれからも“安心”を進化させ続けます。

AIGについて



当社はAIGグループの一員です。

AIU損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、現在では、全国83の営業拠点(2016年7月1日現在)と6,999店の代理店(2016年3月31日現在)を有しています。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、100以上の国と地域でお客様にサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、リタイアメント商品、モーゲージ保険およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客様の資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

Our Culture

私たちの目指す姿 VISION

お客様にとって最も価値のある
保険会社を目指します。

私たちの社会的意義 MISSION

私たちはリスクに関する知識・経験と強い財務基盤で、お客様の
将来への不安を減らし、未来に向かうサポートをします。

私たちの信念 VALUES (価値観)

- ・私たちは、難しい約束をする勇気とそれを守る誠実さを持ちます。
- ・私たちは、お客様の問題解決のために共に学び協力します。
- ・私たちは、多様な視点を尊重します。

「保険とはマクロ経済の成長に欠かせないものであり、多数の企業、経営者、家族を支えています。私たちはリスクマネジメントにおけるAIGの力を頼りにしてくださっている皆さまの信頼を何より大切にしています。今後も私たちの核となる規範を重視し、AIGが果たすべき役割を守らねばなりません。AIGは世界の保険業界のリーダーとして、この世界をより安全な場所にし、将来の不安を取り除くことで、企業と社会が適切に機能するよう支援しています。それが私たちの使命です。」

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
社長 兼 CEO
ピーター・D・ハンコック

AIGについて

American International Group, Inc.
www.aig.com

所在地／175 Water Street, New York, NY 10038
上場証券取引所／ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所
社長 兼 CEO／ピーター・D・ハンコック
総社員数／約65,000名

AIGの業績の推移

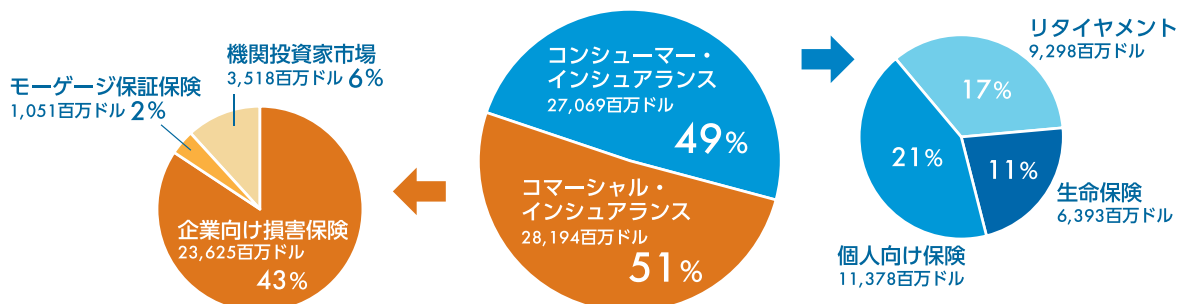
AIG, Inc. 2015年度アニュアルレポート(2015 Annual Report)より抜粋

	2013年	2014年	2015年
総収入	688億ドル	644億ドル	583億ドル
純利益	90億ドル	75億ドル	21億ドル
総資産	5,413億ドル	5,155億ドル	4,969億ドル
株主資本	1,004億ドル	1,068億ドル	896億ドル

(米国ドルで記載)

AIGの保険事業収入の内訳 ※1

AIG, Inc. 2015年度アニュアルレポート (2015 Annual Report) より抜粋



※1 保険事業からの収入を示しています。企業向け損害保険、モーター・保証保険および個人向け保険の収入には、正味既経過保険料および正味投資利益が含まれています。機関投資家市場、リタイアメントおよび生命保険の収入には、保険料、保険証券発行手数料、正味投資利益および助言報酬が含まれています。

地域別の売上げ

AIG, Inc. 2015年度アニュアルレポート (2015 Annual Report) より抜粋

アメリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料184億ドル(55%)
生命保険事業における保険料および預かり資産309億ドル(96%)



ヨーロッパ、中東、アフリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料68億ドル(21%)
生命保険事業における保険料および預かり資産195億ドル(1%)

アジア・パシフィック地域

損害保険事業における正味収入保険料79億ドル(24%)
生命保険事業における保険料および預かり資産911億ドル(3%)

生命保険事業の保険料および預かり資産は、非GAAP財務測定値であり、保険料には、従来の生命保険、団体給付金制度および偶発給付年金から直接または仮定的に受領された金額のほか、ユニバーサル生命保険、投資型年金契約およびミューチュアル・ファンドの預託金も含まれます。

日本におけるAIGグループ

国内損害保険会社

	元受正味保険料
富士火災海上保険株式会社	3,028億円
AIU損害保険株式会社	2,572億円
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	838億円
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	141億円

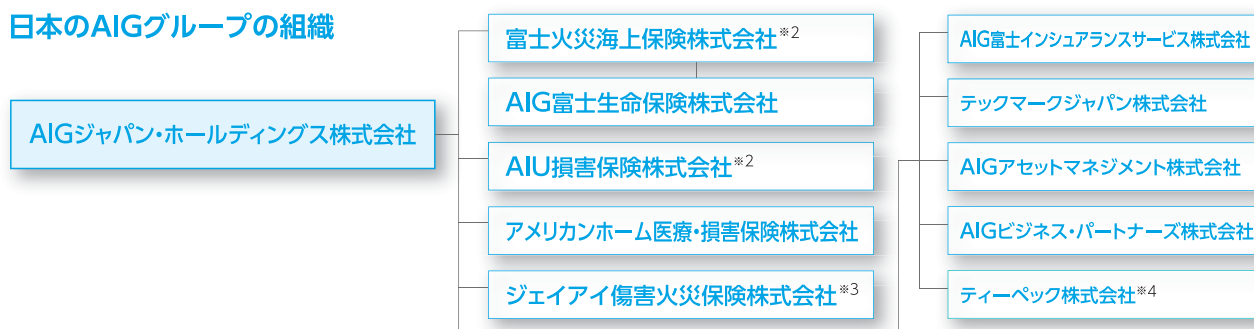
2015年度、元受正味保険料は収入積立保険料を含む。

国内生命保険会社

	保険料収入
AIG富士生命保険株式会社	1,118億円

2015年度

日本のAIGグループの組織



※2 富士火災海上保険株式会社とAIU損害保険株式会社は、関係当局の認可等を前提に、合併による経営統合を行う予定です。

※3 ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です (AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です)。

※4 ティーベック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です (AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です)。

スポンサーシップ



AIGにおけるスポンサーシップは、「ダイバーシティ&インクルージョン」の価値観を共有できるパートナーと共に安全でより良い未来を築くことを目的に実施されています。スポーツはまさにダイバーシティ、インクルージョン、成長といった要素を持ち、AIGは世界的に有名なラグビーニュージーランド代表のオールブラックスのスポンサーを務めています。日本においては、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と協働し、小学生を対象にしたタグラグビー※5教室や小学校へのタグラグビーキットの贈呈といったグラスルーツレベルでの支援を行っています。また、リトルリーグとMLB（メジャーリーグ・ベースボール）が手を結び、新設した日本の小学生のための大会MLBCUPのスポンサーも務めています。

※5 タグラグビー：タックルのかわりに相手選手が腰に着けた帯状のタグを取る、身体の接触プレーのないラグビーです。体の大きさに関係なく、男女が一緒に参加できること等から、文部科学省の「小学校学習指導要領解説書」に例示され、小学校の体育授業で取り入れられています。

CSRとダイバーシティ&インクルージョンー考え方と取組みー

AIGはグローバルでの企業活動において、環境に対する責任を果たし、商品・サービスに沿った活動や従業員によるボランティア活動を通じて、事業を展開する地域の発展に寄与しています。社会貢献活動においては、セーフティ(道路の安全、病気の予防、健康問題等を含む)、セキュリティ(地域の安定性を促進する経済に関する教育等を含む)、災害救援(災害対策と被災地のインフラの復興を含む)の三つのテーマに沿った取組みを行っています。また、コーポレートガバナンス、コンプライアンスを徹底し、責任ある倫理的なビジネス慣行の遵守に専心しています。同時に、人権を尊重し、性別、出身地、障がい、宗教、年齢、性的指向、家族構成等の違いから生まれる様々な経験を多様性として受容する「ダイバーシティ&インクルージョン」を重視しています。「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進によって、社員にとって働きやすい環境を整えるだけでなく、多様な視点に基づいてお客さまに対する理解を深め、イノベーションの向上とリスクの低減を実現し、グローバル市場において競争力の向上を図っています。

Making the world a safer place

世界中の展開国・地域において、各地固有の課題を認識し、価値のある差異を社会にもたらすことがAIGの使命です。



米国テキサス州



チリ



ブルガリア



ケニア



タイ

日本においては、保険事業の持つ高い社会性と公共性を認識し、保険商品の開発から募集、保全、保険金支払まで、各オペレーションにおいて企業の社会的責任に関する視点を取り入れているほか、拠点を置く地域社会との共生のため、各地域のニーズに合った活動を展開しています。ダイバーシティ&インクルージョンに関しては、経営陣を中心メンバーとするカウンスルを組織し、「ジェンダー」「ワークライフバランス」「障がい」「ジェネレーション」「LGBT」における取組みを主に推進しています。また、従業員が自発的に情報交換やネットワーキングを行う活動を推奨しており、「Working Families」「Women & Allies」「Young Professionals」「LGBT & Allies」「Language and Cultural Exchange」の五つのグループが活発に活動を行っています。

日本においてAIGグループ全体で展開している活動について



4月2日の世界自閉症啓発デーに青いものを身に着けて出社し、自閉症・発達障がいに対する理解を深めるOne AIG Blue Dayを開催しました(写真は長崎のOne AIGチーム)。



ダイバーシティカウンスルを組織し運営しています。2015年10月のグローバル・ダイバーシティ月間には、従業員グループが開催するものも含め、ダイバーシティに関する10のイベントが開催されました。



2015年11月22日に福岡で開催された「九州レインボープライド」にAIGグループとして協賛し、パレードやブース運営にグループの社員と保険代理店が参加しました。

富士火災との経営統合

当社は、関係当局の認可等を前提に、当社と同じく AIG ジャパン・ホールディングス傘下の富士火災海上保険株式会社と合併による経営統合を行い、「AIG 損害保険株式会社」となる準備を進めています。
本経営統合による両社のお客さまの既存のご契約に影響はございません。
新会社の概要につきましては、今後、当社のホームページ等でご案内させていただきます。



経営統合に向けての経緯と進捗

AIUと富士火災の両社は、2013年7月に両社の取締役会において統合に向けた準備を進めることを決定しました。

これまでに経営統合計画の策定を進めると共に、役員も含めて累計で350名以上に及ぶ人事交流を実施する等、両社のこれまでの社風や業務に関する相互理解を深めてきました。

さらに、お客さま視点をこれまで以上に重視する新会社の方向性について社員全員と共有し、それを支える新たな企業文化の創造に向けての全社的な取組みを重ねています。

実務面においては、既に両社共同で開発した新しい代理店システムを導入し、また両社の地域事業本部の運営体制を揃え、日々の営業活動での連携を強化する等、統合に先行した協働に取り組んでいます。

また新会社の運営基盤を盤石にするために、システムの検証を進めると共に、社員・代理店等に対する各種研修等、統合に向けての準備を進めています。

経営統合後の新会社について

統合後の新会社は、社名を「AIG 損害保険株式会社」とする予定です。

新会社は、AIUが外資系損害保険会社として培ってきた専門性や経験・ノウハウと、富士火災の日本市場での豊富な経験、全国ネットワークや経営資源・人材等を融合することで、お客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供することを目指します。

さらに、日本のお客さまのライフスタイルや高いリスク意識に、しっかりとお応えできる保険会社であり続けるために、世界各国の AIG グループのリソースや知見を活用しながら、お客さまのリスクの軽減に寄与できることを追求し、能動的に働きかけていくことを目指します。

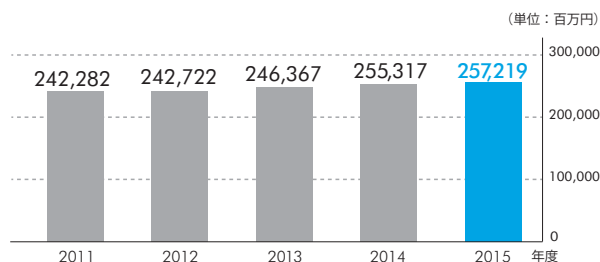
新社名は
AIG損害保険株式会社

代表的な経営指標

■ 保険料収入の状況

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

2,572 億円



2015年度の元受正味保険料(含む収入積立保険料)は2,572億円と前期比0.7%の増収となりました。主に賠償責任保険や労働者災害補償責任保険の業績が好調に推移しました。

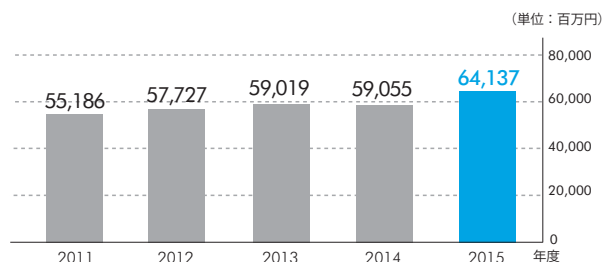
元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

元受保険料(お客さまからいただいた保険料)から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。

正味収入保険料

(元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料)

641 億円



2015年度の正味収入保険料は641億円となりました。元受正味保険料と正味収入保険料の差額の多くは、出再に関わる支払再保険料によるものです。当社のリスク集積や異常災害対応等のため、ならびに当社が所属するAIG全体としてのリスク管理等も考慮して、グループ内外の保険会社・再保険会社への出再を行っています。主に傷害保険や賠償責任保険における収益が大きく増加しています。

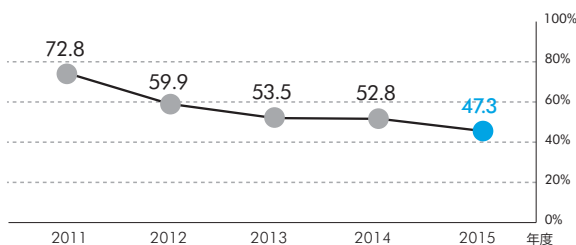
正味収入保険料

元受保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料(他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料)を加え、出再正味保険料(他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料)を控除したものをいいます。

■ 保険事業に係る主要な比率の状況

正味損害率

47.3%



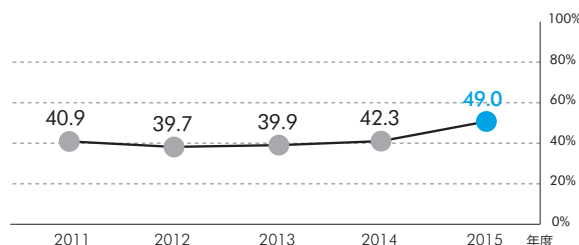
2015年度の正味損害率は47.3%となりました。傷害保険や賠償責任保険を中心に正味収入保険料が増加したことや、自動車保険や労働者災害補償責任保険を中心に損害調査費が減少した影響により、前期比5.5ポイント改善しました。

正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金(お客さま等にお支払いした保険金)と損害調査費(当社の損害調査業務に関連する経費)の割合をいいます。

正味事業費率

49.0%



2015年度の正味事業費率は49.0%と、前期比6.7ポイント上昇しました。主に富士火災との統合プロジェクトにおける戦略的支出の拡大に加え経営管理料の増加等により事業費が増加したことによりです。

正味事業費率

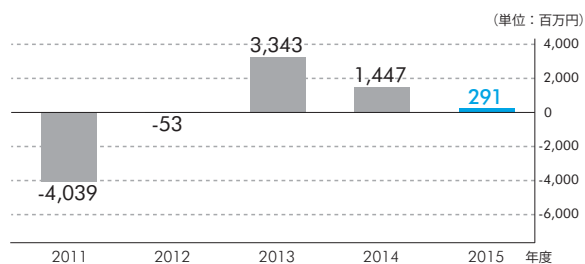
正味収入保険料に対する諸手数料および集金費(損害保険代理店手数料等募集に要した費用)と保険引受に係る営業費および一般管理費(当社の運営費用、システム開発費用等)の割合をいいます。

※ 2012年度以前の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。

損益の状況

保険引受損益

2.9億円



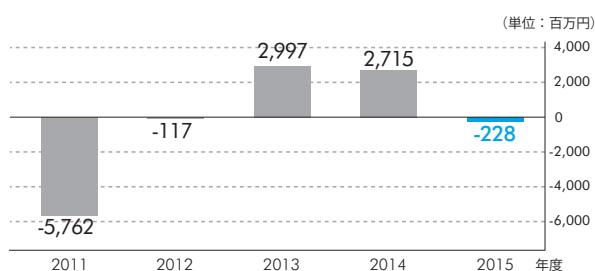
2015年度の保険引受損益は2.9億円となりました。正味収入保険料は増加したものの、富士火災との統合プロジェクトにおける戦略的支出の拡大に加え経営管理料の増加等により事業費が増加した影響で、前期比11億円の減益となりました。

保険引受損益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。

当期純損益

△2.2億円



2015年度の当期純損失は2.2億円となりました。保険引受損益が11億円減益し、資産運用損益が7億円減益したこと等により、全体で前期比29億円の減益となりました。

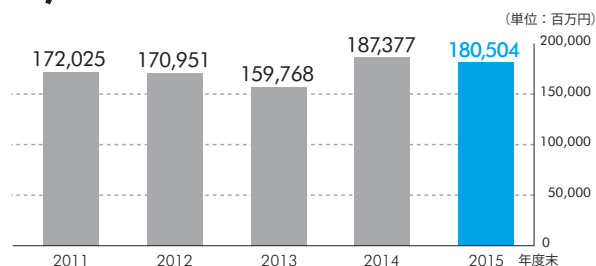
当期純損益

経常損益に、特別損益、法人税および住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。

総資産と支払余力（ソルベンシー・マージン）の状況

総資産

1,805億円



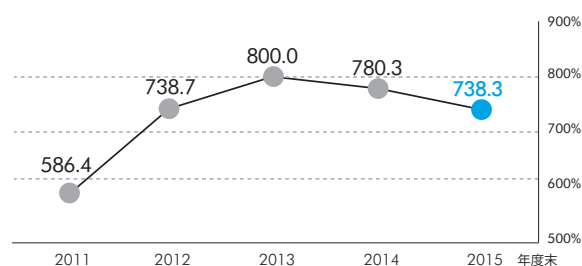
2015年度末の総資産は、前年度末に比べ68億円減少しました。

総資産

当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

単体ソルベンシー・マージン比率

738.3%



2015年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、有価証券含み益の減少によるマージンの減少等の影響により、前年度末比42.0ポイント減少し、738.3%となりました。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

※ 2012年度以前の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。

2015年度のトピックス

当社は、「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という経営理念のもと、お客さまから信頼され、選ばれる会社を目指して、業務品質の向上、経営基盤やサービス体制の強化を図っています。2015年度も、お客さまからいただいた声を反映させた保険商品の開発等、お客さまの満足度を向上させるために様々な課題に取り組みました。

お客さまのニーズを反映した商品開発

2015年7月

MRP保険の「マネジメント賠償責任拡張担保(2015)特約」を販売

当社は、会社役員賠償責任保険(D&O保険)の上位商品であるマネジメントリスクプロテクション保険(MRP保険)の「マネジメント賠償責任拡張担保(2015)特約」を開発し、販売を開始しました。これは2015年5月の改正会社法施行に伴い、コーポレートガバナンスの一層の充実を図られているお客さまのニーズにお応えすることを目的としたもので、不祥事発生時の社内調査費用の補償と、契約者の役員の相続人に対して追加で補償を提供します。

〈主な特長〉

- 親会社の役員には、グループ企業において不祥事が発生しない態勢等「グループ内部統制システム」を構築する義務があります。そこで自社または子会社で不祥事が発生した場合に、社内調査に要した弁護士に対する報酬、調査会社に支払った費用等を補償します。この補償により、ステークホルダーに対する説明責任を果たすための危機管理対応を支援します。
- 死亡した役員の経営判断等により会社に損害が生じた場合、配偶者や子ども等の相続人が株主代表訴訟等により責任追及されることがあります。そこで基本契約とは別に、契約者の役員の相続人については、追加で補償を提供することで相続人の救済を図ります。

2015年7月

海外旅行者向けスマートフォンアプリ「はび旅®」を提供

当社は、海外旅行者向けに事前準備のチェックリスト等の情報を提供するスマートフォン(iPhone)向けアプリ「はび旅®」の提供を開始しました。これは旅を楽しむ皆さまに様々なサービスを通じてサポートすることを目的としたものです。

〈主な特長〉

- 旅行先、目的等に合わせた準備、おみやげリストの編集・登録ができ、旅行前・旅行中に必要な事項を随時確認できます。

- AIUの海外旅行保険加入者の方は、旅行中の病気、ケガ、事故等の緊急時でお困りの際に、行き先別のAIU提携病院、AIUアシスタンスセンターの情報、事故報告の手続き方法等を参照する機能が利用できます。また、アプリ内のリンクから契約内容の確認もできます。

※iPhoneはApple Inc.の商標です。



2015年10月

ストレスチェック実施義務化へ対応 中小企業の契約者のメンタルリスク対策をサポート

当社は、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアと業務提携し、同社が提供するストレスチェックサービスを業務災害総合保険等の契約者が通常価格からの割引料金で利用できる体制を整えました。これは2015年12月の改正労働安全衛生法施行に伴う労働者へのストレスチェック実施の義務化を受けたもので、「ストレスチェック制度」に対応した体制を整備したいという中小企業のお客さまのニーズにお応えすることを目的としたものです。

これにより、メンタルヘルスの事前予防から、業務災害総合保険で提供する環境改善・事後対策(労災認定された精神疾患の補償、社員の病気入院の補償、外部相談窓口の設置等)まで、契約者のメンタルリスクへの総合的な対策をサポートします。



2016年4月

専門分野の医師が在籍する医療機関への受診を手配・紹介するサービスを開始

当社は、総合事業者保険、業務災害総合保険、メディカル総合保険、終身医療保険の商品付帯サービスとして「受診手配・紹介サービス」を開始しました。本サービスは2001年の導入以降、毎年1,000件以上の利用実績がある「セカンドオピニオンアレンジサービス」※1を前述の保険商品において拡充するものです。



〈主な特長〉

- 既存商品の契約者も対象となります。
- 主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法を主治医が必要と判断し、契約者（患者ご本人）がその内容を希望した場合に、専任のスタッフが、専門分野の医師が在籍する提携先の医療機関への受診手配や紹介を無償で行い、契約者の病状やその治療法に適した医療機関での治療の実現をサポートします。

（※1）AIGのグループ会社であるティーベック株式会社が提供する保険商品付帯サービスです。同社は24時間・年中無休体制の健康・医療相談、各種研修やEAP（従業員支援プログラム）関連等のサービスを提供しています。

さらに充実したお客さまサービス

2015年8月

J.D. パワー社の自動車保険顧客満足度調査において2部門で3年連続 No.1 の評価を受賞

当社は、顧客満足度調査の国際的な専門機関である株式会社 J.D. パワー アジア・パシフィックによる2015年日本自動車保険の顧客満足度調査において、「新規加入満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」「契約者満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」の2部門で3年連続 No.1 の評価を受賞しました。^{※2}



「新規加入満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」では「契約内容／契約手続き」「価格」「契約チャネル」の3つのファクター、「契約者満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」では「契約内容／契約手続き」「価格」「保険証券」「顧客対応」「事故対応／保険金支払」の5つのファクターにおいて総合的に高い評価をいただきました。

また、この結果を活用したスポットCMを2016年2月にBSジャパンで放映し、自動車保険の“ご提案”から“対応”まで最高品質の評価を得ている事実を訴求することで、AIUブランドの認知度および信頼性の向上を図りました。

（※2）出典：J.D. パワー 2012～2015年日本自動車保険新規加入満足度調査SM。直近の自動車保険（任意保険）が新規（切替含む）であった契約者3,959名の回答結果。2013～2015年日本自動車保険契約者満足度調査SM。自動車保険（任意保険）契約者4,937名の回答結果。（代理店系保険会社部門）の調査対象は専門代理店や車の販売店等の保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。
japan.jdpower.com

2015年10月

UCDAアワード 2015「総合補償プラン」ご契約満期のご案内が受賞

当社は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（以下、UCDA）主催の「UCDAアワード 2015」※3において、損害保険分野の「契約更新・継続など満期時の案内」を対象とした部門で、企業・団体から発信されるコミュニケーション改善に生活者の声を反映させる活動のあった企業に贈られる「アナザーボイス賞」を受賞しました。



今回受賞したベーシック傷害保険「総合補償プラン」のご契約満期のご案内は、色使いや文字、イラストのメリハリが効いていて読みやすくユニークな商品性をわかりやすく表現していること、記入の手引きにより記入ミス・漏れに配慮されていることが受賞理由として挙げられました。これはコールセンターへ寄せられたお客さまの「声」に耳を傾け、改善の取組みを積み重ねたことが幅広い年代の生活者から高い評価をいただいたものです。

今回の受賞により当社は、同アワードにおいて2012年の損害保険募集ウェブページ部門「情報のわかりやすさ賞」、2013年の損害保険自動車保険金請求書部門「特別賞」、2014年の生命保険・医療保険分野の保険金請求書・案内一式を対象とした部門「特別賞」に続く4年連続の受賞となりました。

(※3) UCDAは企業・団体が発信する申込書等の情報がお客さまにとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」デザインになっているかを認証する第三者機関。UCDAアワードは企業・団体が生活者に発信する様々な情報媒体を客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰しています。

2016年3月

大阪府と自転車保険に関する事業連携協定を締結 自転車保険加入義務化をサポート

当社は、大阪府による「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行(2016年7月)の周知、自転車の安全で適正な利用を促進するため大阪府と事業連携協定を締結しました。これに伴い、2016年3月30日に大阪府公館で松井大阪府知事と見瀬専務執行役員 兼 CDOによる調印式を行いました。

当社は2013年12月より大阪府と相互の信頼関係に基づいた連携の強化を目的とした協定を締結し、国際物流の促進、中小企業の海外進出支援、大阪への外国企業誘致、関西国際空港の利用促進等を通じて連携を強化し、地域の発展に貢献してまいりました。

このたび大阪府が同条例を施行するにあたり、当社は大阪府と新たに事業連携協定を締結し、同条例の周知をはじめ、自転車利用者向け保険の加入促進、交通安全教育等の啓発活動を大阪府と連携しながら進めてまいります。交通安全教育の取組みとしては、当社の学校マーケットにおける強みを活かして、大阪府内の児童・生徒に対して同条例に関するチラシを作成、配布等を行っていく予定です。

2015年度のCSR活動

当社のCSR活動のテーマは「子どもたち」です。

社会生活の中のリスクと向き合う企業として、将来を担う子どもたちを支援していくことが、当社の企業として果たす責任と考えています。

これからも日本の子どもたち・世界の子どもたちを取り巻く多様なリスクを軽減させると共に、「子どもたちの未来のために」様々なCSR活動に取り組んでいきます。

当社では、当社の社会貢献活動の取組みをわかりやすく報告するため、「AIUの社会貢献活動冊子」を作成し、コミュニケーションツールとして活用しております。

AIU高校生国際交流プログラム2015を開催

2015年7月から8月にかけて、当社は日米の高校生の異文化交流と相互理解を促進する「AIU高校生国際交流プログラム」(以下、渡米プログラム)、「AIU 米国高校生国際交流プログラム」(以下、国内プログラム)を支援しました。



同プログラムは国際社会におけるリーダーとして活躍する人材の育成を目的に、1987年にAIUの日本での創業40周年を記念しCSR活動の一環として発足させたものです。渡米プログラムは2015年に29回目、国内プログラムは22回目を迎え、約2,000名の日本の高校生が参加しています。

2015年の渡米プログラムは7月19日から8月10日まで実施され、日本からの高校生40名が米国内各地への訪問、ホームステイ、米国の高校生との交流を通じて異文化への理解を深めました。国内プログラムは7月21日から8月9日まで実施され、米国からの高校生20名が国内各地への訪問、ホームステイ、日本の高校生との交流を通じて、日本への理解を深めました。

災害からいのちを守る「森のプロジェクト」に参画

当社は、公益財団法人鎮守の森のプロジェクトが行う植樹事業「森のプロジェクト」に、2014年よりCSR活動の一環として参画しています。

これは東日本大震災の被災地沿岸部に、震災で発生した瓦礫と土を混ぜた盛土にシイ等の苗を植樹し、津波から「いのちを守る森や防潮堤」を築く同プロジェクトの主旨に賛同したものです。法人会・納税協会会員企業向けの損害保険制度商品に新規加入いただいた企業1社に対して、植樹1本分



AIUでは、あらゆる活動が社会にとって意味のあるものであるよう、優良企業としての意識や姿勢を推進するためにCSR憲章を制定し、お客さまから選ばれ続ける保険会社を目指します。

CSR 憲章

私たちは、リスクマネジメントのプロフェッショナルとして、常にベストなソリューションの提供を通じて、社会を取り巻くあらゆるリスクの軽減に取り組み、より良い社会の実現に貢献します。

に該当する寄付を行います。また、2016年からは、植樹地域を東日本の被災地沿岸部から津波被害が心配される全国各地の沿岸部に拡大する予定です。植樹は保険会社として全国各地の減災、防災を促す重要な活動でもあるため、当社は積極的に活動を推進していきます。

また、局地的豪雨、台風、火山噴火等の自然災害が近年増加傾向にあることを受け、当社では国内各地で防災につながる活動を多岐にわたり展開、支援しています。これまでに「千年希望の丘植樹祭」(宮城県岩沼市)、「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」(福島県南相馬市)等での植樹ボランティア、植樹用の苗となるどんぐりの採種ツアー(宮城県岩沼市)、KOCHI 防災危機管理展(高知県高知市)への出展、同プロジェクトの活動を紹介するTOKYO FMのラジオ番組「いのちの森 ~Voice of Forest~」の制作協力等に取り組んでいます。また、2015年より当社代表取締役社長 兼 CEO 小関誠が同プロジェクト顧問に就任しております。

「第9回いじめ防止標語コンテスト」に協賛

当社は、学校教育における重要な課題の一つである「いじめ防止」に取り組む活動である「いじめ防止標語コンテスト」に協賛しています。

同コンテストは、2007年から毎年開催され、2014年度からは文部科学省の後援も得て実施されています。全国の小中学生から「いじめ防止」をテーマにした標語を募り、その中からスクールカウンセラー等、児童心理・児童教育に関わるの方々による予備選考後、特別審査委員である日本臨床心理士会会長等の関係識者により最終選考を行います。第9回となる今回は全国の小中学校2,264校から約46万件の応募があり、応募作品の中から文部科学大臣賞、全国賞、優秀賞を選出しました。

当社は同コンテストへの協賛を通じて学校教育の場で「いじめ」について考える機会を創出し、子どもたちが夢や希望を持ち、笑顔があふれる学校づくりに貢献していきます。

第9回「いじめ防止標語コンテスト」



2015年度における事業の概況

1 経営方針・経営施策全般

2015年度の世界経済は、前年度から減速したものの、成長を確保しています。米国の景気は回復を続けており、ユーロ圏でも持続的な景気回復が続いています。他方で、中国経済の減速が、原油等の資源価格の低落、新興国経済全般の減速に波及し世界的な経済減速感を強めています。

日本経済については、アベノミクスの「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資に喚起する成長戦略」の一体的な推進において企業業績の改善傾向が続いているものの、中国やその他新興国経済の減速の影響を受け、ほぼ横ばいの基調にとどまりました。

このような状況下において、当社は「お客さまのニーズを把握し、市場への深い理解に基づくマーケットメーカー」となるべく、お客さまのセグメントごとに革新的な商品やサービスを開発し、当社の優れた代理店等の販売チャネルを通じて提供をしております。

当社は、「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という揺るぎない経営理念のもと、今後も、日本におけるAIGグループの中核会社として、真にお客さまの立場で考え、「信頼され、選ばれる保険会社」となるため、経営基盤を一層強化してまいります。

また、2013年7月には、グループ会社である富士火災海上保険株式会社（以下、富士火災）と、関係当局の認可等を前提に、合併による経営統合を行うことを決定しました。この経営統合は、AIGグループとしての将来に向けたさらなる相乗効果と成長戦略を追求した結果であり、互いの強みを組み合わせて経営資源の集約を図り、AIGグループが得意とする高度なリスクマネジメント・ソリューションを日本市場において積極的に展開していくことを目指しています。

さらに、当社は、社会生活の中のリスクと向き合う企業として、将来を担う「子どもたち」を応援していくことが企業として果たすべき責任と考えております。当社のCSRのスローガンに「子どもたちの未来のために」を掲げ、様々なCSR活動に取り組んでおります。具体的な活動としては、29年間にわたって日米の高校生の異文化交流を促進している「AIU高校生国際交流プログラム」の支援、全国の小中学生を対象とした「いじめ防止標語コンテスト」への協賛、東日本大震災の被災地沿岸部に「災害からいのちを守る森の防潮堤」を築くプロジェクトへの参画、「中学生の職場体験プログラム（職場訪問）」の実施・支援等、社会貢献への取組みを進めております。

2 内部統制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、「内部統制基本方針」を定め、以下のとおり内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

内部統制基本方針

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立

- 性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 監査役への報告に関する体制
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

P.25 添付資料（内容と項目まで記載）

3 コンプライアンス（法令等遵守）

当社では、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンス基本方針を定め、2015年度もその重要性を全役職員に徹底し、日々の業務を遂行しております。継続的なコンプライアンス態勢強化のために、毎年度、全社

版および拠点版の二種類のコンプライアンス・プログラムを策定し、その取り組み状況をコンプライアンス部門が検証し、経営陣に報告することにより、PDCA^{*1}サイクルに基づく改善を図っております。さらに、お客さまからのご意見や苦情、事務

ミス・事務事故、監査部監査の結果等と併せて様々な角度から総合的に検証を行い、健全な業務運営の実現に取り組んでいます。

コンプライアンス教育・研修については、年2回のeラーニングを全役職員に対して実施すると共に、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っております。また、損害保険募集人に対してもeラーニングを中心にコンプライアンス研修

を計画的に実施しております。

今後も継続して、お客さまから寄せられた様々なご意見を参考に、よりお客さま目線で当社業務の適切性を考え、お客さまおよび当社の事業遂行に関わるすべての皆さまからの信頼を得られるよう、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

(※1) PDCAサイクル：ここでいうPDCAサイクルとは、方針の策定(Plan)、規程・組織体制の整備(Do)、評価(Check)、改善(Action)という一連の流れのこと。

4 営業体制・方針

お客さまに「信頼され、選ばれる保険会社」を目指していくために、代理店の業務品質と適切なリスクコンサルティング能力、自立した募集管理体制を認定する「Top Grade Agency 認定制度（増収・規模・品質・収益）」の代理店認定制度を設けています。この認定制度の基準に合致する代理店を増やしていくことで、質の高い代理店販売体制の構築を実現していきます。

また将来代理店として独立を目指す、最長5年の研修期間となるIS^{※2}社員については全国53拠点体制で、ならびに直営営業職員であるICON^{※3}社員は東京（錦糸町、虎ノ門）、大阪、名

古屋、福岡5拠点11課体制で、適正な保険募集を基本とする販売体制を整えています。このIS社員、ICON社員の採用においては、資質・適性の備わった社員の採用を重視しています。

さらに、すべての保険募集人のトレーニングについては、お客さまにわかりやすい説明を実践するために、eラーニングを活用し「GoodJobトレーニング」として新商品・改定編、商品知識編、再発防止編等のトレーニングを実施し、つねに保険知識の充実を図っております。

(※2) IS：インディペンデント・ソリシターの略。

(※3) ICON：インシュアランス・コンサルタントの略。

5 損害サービス

当社は、「洗練されたサービスで、生活・ビジネスに欠かせない存在となる」というビジョンを掲げ、常にサービスの革新を目指し個々のお客さまと真摯に向き合うことで、お客さまへ信頼と安心をお届けできる損害サービス体制の構築を進めています。

(1) 24時間365日の事故受付

お客さまのもしもの事故に備え、24時間365日体制で事故の受付を行っています。

AIU事故受付センター

電話：0120-01-9016

・海外旅行保険の事故の場合

電話：0120-04-1799（日本国内から）

・学生総合保障制度の保険金ご請求の場合

九州地区以外の方 電話：0120-30-0399

九州地区の方 電話：0120-77-7497

・インターネットによる事故受付

当社ホームページ上に掲載（<http://www.aiu.co.jp/>）

(2) 保険金のお支払いに関連する書類の電子ファイル化

地震等の大規模災害時における事業継続体制(BCM)の一環として、保険金のお支払いに関連する書類を電子ファイルによっ

て管理する仕組みにより、大規模災害発生時においても他の拠点から閲覧でき、保険金支払業務を滞りなく継続することが可能な体制を整備しています。これらITを有効に活用した仕組みも積極的に取り入れることで、信頼感のある保険金支払を実現し、お客さまにとっての付加価値を高めてまいります。

(3) 女性専用ダイヤルの設置(医療保険の保険金請求)

「保険金を請求したいが、女性特有の病気については女性スタッフと話したい」というお客さまからのご要望にお応えして、女性専用の保険金受付窓口をご用意しております。

女性専用ダイヤル

電話：0120-998-866

受付時間：365日 9:00～17:00（被保険者が女性の方に限ります）

(4) 高齢者の特性に配慮した対応

当社は、事案担当者が高齢者の特性に配慮し、適切に保険金支払を行っていくためのガイドラインを設けております。また、事案担当者の高齢者の特性に関する理解を深めるため、高齢者の身体機能(視覚・聴覚・運動機能等)の変化を体感できる装具を用いた教育を実施しています。

(5) お客さま満足度調査

例年当社で実施している保険金支払業務のお客さま満足度調査^{※4}では、2014年12月から2015年11月末までの累計で、「満足」または「やや満足」が93.1%というお客さまからの高い評価をいただいております。引き続き、お客さまから高い評価をいただけるよう、お客さまと真摯に向き合い信頼と安心をお届けしてまいります。

(※4) お客さま満足度調査：保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、有効回答のうち「満足」か「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

6 情報システム

当社は、お客さまからさらなる信頼をいただくために、サービスの向上および保険契約の引受け・保険金のお支払いを適正かつ迅速に提供するための様々なシステム開発・保守を実施してまいりました。

商品開発については、傷害、火災、自動車等、主要保険商品の料率改定に対応すると共に、中小規模の企業のお客さまの声をもとに開発した商品「スマートプロテクト[®]」の販売を強力にサポートする代理店向けシステム「スマートサクセス[®]」の機能強化を推進しております。タブレット端末で稼働するスマートサクセス[®]は、ペーパーレス、捺印レス(電子サイン)、キャッシュレス収納を実現し、契約手続きの早期化・簡素化につながることから既に多くの損害保険代理店に活用いただいております。社内においても1,400台を超えるタブレット端末を供給

することで、スマートサクセス[®]のトレーニングやタブレット端末のさらなる活用に向けた研究にも積極的に取り組んでいます。

また、システム品質向上施策の実施や大規模システム障害を想定した事業継続計画の策定を行い、システムリスク管理態勢のさらなる強化を図っております。

中長期的な取組みとしては、お客さまサービスのさらなる向上と代理店業務の効率化に貢献できるよう新代理店システム「AIG CONNECT」の構築を進めており、2015年3月には代理店向けの情報伝達機能を先行してリリースしました。また、富士火災との経営統合に向けたシステム開発を開始していますが、システム統合により安定的かつ高品質なITサービスの提供ならびにシステム運用・保守の効率化を推進してまいります。

7 お客さまサービス

当社では、2009年12月に「お客さま中心主義基本方針」を定め、全社員でお客さまサービスの向上を目指し日々の業務を行っています。

当社ではお客さまサービス向上のためには、お客さまの声を聞きし、商品・サービスの業務に反映させることが特に重要と考えています。そのため、お客さまからお客さま相談室、全国の支店・損害サービスセンターおよび当社代理店等にいただいたご意見等は「お客さまの声データベース」に登録し、関係社員が誠実、的確かつ迅速に対応すると共に、お客さまからいただいたご意見等の集計・分析を行い業務改善に活かしています。

データベースに登録されたお客さまの声は、業務品質改善部・商品管理部・お客さま相談室で毎日チェックを行い、社内関連部門へ内容を提供します。また、取締役・執行役員を中心としたメンバーで構成するお客さまの声検証会議を毎月開催し、登録されたお客さまの声を検証し、会社の業務改善、商品の充実、

サービスの向上に役立てると共に、その内容を毎月経営会議に報告しています。

お客さま中心主義基本方針

私たちは、お客さまの声をしっかり受けとめ、お客さまの立場に立って誠実、迅速に対応するとともに日々の活動に役立ててまいります。

- 私たちはお客さまの声を、感謝の心をもって受けとめます。
- 私たちはお客さまの声を、マネジメントをはじめ社内各部門で共有します。
- 私たちはお客さまの声に、責任をもって対応します。
- 私たちはお客さまの声を、新たな商品・サービスの開発、業務の改善に活かします。

8 資産運用の状況

2015年度は、金融市場において、中国経済の減速や1月末に日銀から発表されたマイナス金利政策の導入等を背景に、不安定な動きが続きました。長期金利の指標となる10年国債利回りは、2月以降マイナス水準が定着しました。日経平均株価は前年度末の1万9,000円台から約13%下落し、1万7,000円を割り込む水準となりました。外国為替も前年度末の120円台から当年度末は112円台まで円高ドル安が進行しました。

このような運用環境のもと、当年度の利息および配当金収入は、前年度から17百万円増加し、1,427百万円となりました。運用資産のうち、円貨建債券や株式等の収入については減少となったものの、外貨建債券（為替ヘッジ付）については45百万円の増加となり、運用資産合計ではやや増加となりました。

また、有価証券売却益は、前年度に比べ642百万円減少し、811百万円となりました。主因は、保有する営業関連株式について継続的に売却を続けているものの、売却額については前年度と比べ少なかったことによるものです。また、有価証券の評価差額は、株価の大幅下落を背景に、前年度末に比べ4,267百万円減少し、8,811百万円となりました。

今後、中国・その他新興国の景気動向や内外の政治イベント等、不透明な要因もありますが、企業業績の拡大やそれに伴う賃金増加・消費回復等を背景に、緩やかながらも景気の回復基調は続くものと期待しています。よって、収益機会を確保し効率的な資産運用を行うため、リスク管理態勢の一層の充実を図りつつ、AIGグループのネットワークを十分に活用し、運用パフォーマンスの向上を図っていくよう努めてまいります。

9 今後対処すべき課題等

2016年度の世界経済は、中国や新興国経済の減速の影響が続くと思われるものの、米国経済においては緩やかな回復が続く、ユーロ圏においても緩やかな経済成長が続くことが期待されています。

日本経済については、世界経済の減速の影響が続くものの、政府による各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が進展することや堅調な民需による景気回復が見込まれています。

保険業界においても、政府による景気対策や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備等、経済活動の活発化が持続することによって今後も市場の拡大が予測されます。

このような見通しを踏まえ、当社は「Create New Value ～私たちにしか作れない“世界品質の安心”を。～」をスローガンに、日本におけるAIGグループの中核会社として、真にお客さ

まの立場で考え、「信頼され、選ばれる保険会社」を目指します。また、当社と富士火災との経営統合に向けて、お客さま、市場の視点から始める「アウトサイド・イン」アプローチの徹底を図ることによって、競合他社とは大きな「違い」がある、真にお客さまのためになる質の高い商品・サービスの提供を目指します。

今後もリスク管理態勢の一層の高度化を図ると共に、保険募集から保険金支払までの一連のプロセスを継続的に見直し、お客さまへの十分な情報提供と意向の確認、さらに高齢者のお客さまにとってやさしい、わかりやすい手続きへの改善を行ってまいります。加えて、サイバー攻撃に備えたサイバーセキュリティの強化、システム障害に対する対応計画（コンティンジェンシープラン）を策定し、システム面における態勢強化を図ってまいります。

主要な業務の内容

1 保険の引受け

当社は、全国83の営業拠点および6,999店の代理店を通じ保険商品の販売、引受けを行っています。

営業拠点

83

代理店数

6,999

(2016年3月31日現在)

■ 主な取扱商品一覧

火災保険

- 企業財産保険
- 普通火災保険
- 店舗総合保険
- 地震保険
- ホームライフ総合保険
- リビングサポート保険

海上保険

- 貨物海上保険

運送保険

- インランド・フローター保険

傷害保険

- 普通傷害保険
- 交通事故傷害保険
- 家族傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- グループ傷害保険
- 所得補償保険

長期傷害保険

- ベーシック傷害保険
- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- 学校旅行総合保険
- 旅行事故対策費用保険
- 旅行特別補償保険

医療保険

- メディカル総合保険

自動車保険

- 総合自動車保険
- 家族総合自動車保険
- 米国軍人・軍属用自動車保険

自賠責保険

- 自動車損害賠償責任保険

パッケージ保険

- 総合事業者保険

賠償責任保険

- 賠償責任保険（企業用）
- 賠償責任保険（個人用）
- 事業総合賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 会社役員賠償責任保険
- 雇用慣行賠償責任保険
- 業務過誤賠償責任保険
- マネジメントリスクプロテクション保険
- 個人情報漏洩保険
- WorldRisk®

労働者災害補償責任保険

- 労働災害総合保険
- 業務災害総合保険

信用保険

- 取引信用保険
- ポリティカルリスク保険
- 身元信用保険
- 企業包括補償保険

保証保険

- 入札保証保険
- 履行保証保険

保証

- 公共工事履行保証証券

機械保険

- 機械保険
- 組立保険

建設工事保険

- 建設工事保険

動産総合保険

- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 事業経営総合保険

費用・利益保険

- 生産物品質保険

2 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭等を、有価証券を中心とした資産で運用を行っています。

3 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

当社は、生命保険会社を含む4社（グループ会社である外国保険業者からの受託分を除きます）の保険会社の業務の代理または事務の代行を行っています。

4 国債等の窓口販売業務

行っていません。

1 リスク管理の態勢

(1) リスク管理の基本方針

当社は、2013年4月1日より日本法人として営業を開始しております。経営形態の変更に伴い、透明性・効率性の高い経営体制の構築と事業基盤の強化を実現するために、より強固なリスク管理態勢を構築します。

当社では、全社的なリスク管理に関する基本的な事項を定

めた「リスク管理方針」を制定しています。この方針では、リスク管理の基本スタンス、管理対象リスク、管理態勢、報告等について定めており、この方針に基づき、事業の健全性等を確保することに努めています。

(2) 個別リスク管理について

当社は、様々なリスクを統合的に管理するため、「統合リスク管理委員会」を設置しています。その傘下に、財務の健全性確保を目的とした「フィナンシャルリスク管理委員会」を設置し、また、主なリスク分野ごとに「保険引受リスク」「オペレーショナルリスク」「危機管理・事業継続リスク」の各リスク管理委員会を設け、その対象とするリスクについて、リスク管理方針の策

定、リスク管理のための規程・マニュアルの策定・見直し、リスク管理のノウハウの研究等を行っています。これらのリスク管理を、リスク管理担当執行役員が統括しています。

個々のリスク分野の管理対象リスク、管理方針、手法等については以下のとおりです。

フィナンシャルリスク

〈管理対象リスク〉

- ①財務リスク
- ②資産運用リスク
- ③資金繰りリスク
- ④その他（資産と負債の総合的管理等）

〈リスク管理方針・手法等〉

将来の財政状態の予測により自己資本等の評価・分析を行っています。また、市場 VaR（バリュー・アット・リスク）等により資産運用リスク量を計測し、自己資本等に与える影響をモニタリングしています。資金繰りリスクについては、キャッシュフロー予測やストレステストを用いて管理を行っています。

保険引受リスク

〈管理対象リスク〉

- ①一般保険リスク（責任準備金および支払備金にかかわる管理を含む）
- ②自然災害リスク
- ③巨大リスク
- ④再保険リスク

⑤第三分野保険の保険リスク

〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

オペレーショナルリスク

〈管理対象リスク〉

- ①事務リスク
- ②保険金支払事務リスク
- ③システムリスク
- ④その他①から③に準じるリスク

〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

危機管理・事業継続リスク

〈管理対象リスク〉

社員の生命または身体に被害を及ぼす、あるいは事務所建物・什器備品に

甚大な被害を与えるような、以下の「大規模災害」等により発生する危機管理・事業継続リスクを対象としています。

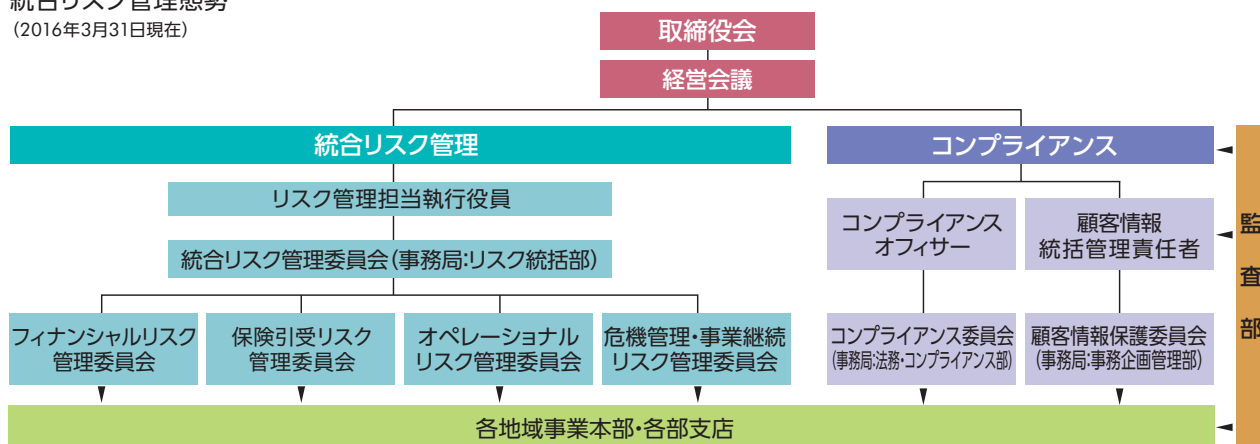
■大規模災害

- ①地震、風水害、台風などの自然災害
- ②新型インフルエンザなどの伝染病
- ③火災、ガス爆発
- ④テロ、爆破
- ⑤生化学兵器
- ⑥その他上記①から⑤に類する災害

〈リスク管理方針・手法等〉

事務処理規程・マニュアル等を整備し、大規模災害により当社に関連する損害・損失（人的損失・財産損失・利益損失・賠償損失）・重大な事態が発生した場合に、速やかに危機管理体制を構築し事業継続対応を実施し、かかる損害・損失・重大な事態を極小化するように努めています。

統合リスク管理態勢
(2016年3月31日現在)



(3) 再保険についての方針

再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任（リスク）の一部または全部を他の保険会社に移転することをいいます。保険金支払責任を他社に移転することを出再、他社から引き受けることを受再といいます。

当社では、日本での事業の特性や引受リスクの規模・種類等を勘案し、準備金や自己資本の規模に見合ったリスク管理のため、出再をグループ内外の保険会社・再保険会社との間で行い、事業の安定・拡大を図っています。

さらに、AIGグループ全体としては日本を含む全世界規模でリスクを捉え、自然災害モデルや保険数理的な手法を駆使し、グループとしての財務力に照らしてリスク保有水準を定めると共に、リスクの集積や異常災害等に備える適切な出再を行い、事業の安定強化を図っています。

出再先については、AIGの専門担当部署による審査や外部格付け機関による保険財務力格付け等を参考にして信頼性の高い保険会社・再保険会社に限定することで、安定した再保険カバーの確保と信用リスクの回避・軽減に努めています。

なお、地震や台風等、一災害で多数、広域または広範囲に及ぶ保険契約に損害が生じる場合に備えて、当社では比例再保険や超過額再保険に加えて、必要に応じて超過損害額再保険を手配しています。

これらの再保険の組み合わせによって、想定される巨大災害、たとえば大規模な地震や台風等の自然災害が襲来した場合でも、お客さまに保険金を確実にお支払いし、健全に事業継続できる態勢になっています。受再については、基本的に抑制的な方針で臨んでいます。

2 コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

(1) コンプライアンス基本方針

当社は、損害保険事業を通じて広く経済・社会に貢献すると共に、公正・健全かつ透明性の高い事業活動ならびにお客さま目線での適切な業務運営を継続的に実現することを目指します。そのため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、その重要性を全役職員に徹底し、日々の事業活動を行ってまいります。

(2) コンプライアンスの推進態勢

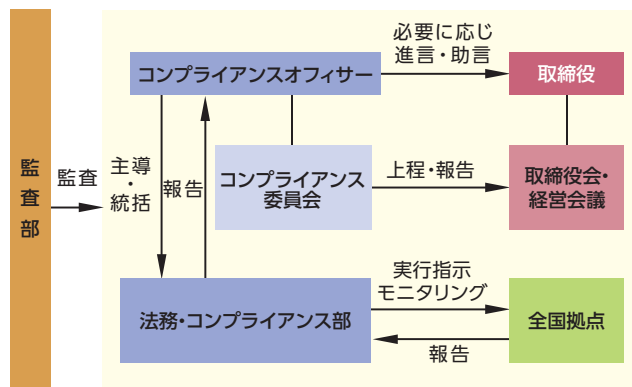
全社横断的なコンプライアンス態勢の整備と確立を図るため、コンプライアンスオフィサーを配置しています。その傘下にコンプライアンスの一元的管理部門として法務・コンプライアンス部を設置し、具体的施策の立案・実行と進捗状況のモニ

タリング、取締役会ならびに経営会議への定期的な報告等を通じて、皆さまからの信頼にお応えできるようコンプライアンスの推進・定着を図っています。

また、コンプライアンス関連部門、業務部門の部門長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、事業年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

お客さまとの接点である全国の各拠点には、社員・損害保険募集人に対するコンプライアンス教育のサポート、コンプライアンスの遵守状況の点検・報告等を担う「コンプライアンスマネージャー」と「コンプライアンス担当者」を配置し、「地区コンプライアンスオフィサー」と共に、それぞれの地域・拠点におけるコンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

コンプライアンス推進態勢



(3) コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢強化のための具体的施策として、事業年度ごとに全社的な活動計画である「コンプライアンス・プログラム（全社版）」を策定しています。取組状況の確認は四半期ごとに法務・コンプライアンス部により実施され、コンプライアンス委員会への報告と共に、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、取締役会ならびに経営会議に定期的に報告されます。

また各拠点における活動計画として「コンプライアンス・プログラム（拠点版）」を作成し、コンプライアンス態勢の醸成に取り組んでいます。

(4) コンプライアンス・マニュアル

社員のコンプライアンス意識の向上、保険業務に関連する各種法令等の理解促進を目的とした「社員用コンプライアンス・マニュアル」、保険募集態勢の強化を目的とした「損害保険代理店のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成・配布し、コンプライアンス知識の周知徹底に努めています。

(5) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンス教育・研修は、コンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として、拠点別集合研修、社内教育システム（eラーニング）による研修等を計画的に役職員ならびに損害保険募集人に対して実施しています。

さらに、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

(6) モニタリング

法務・コンプライアンス部は、各種モニタリングを継続的に実施し、健全な業務運営を実現する態勢の強化を図っています。さらに、お客さまからのご意見や苦情、事務ミス・事務事故、監査部監査の結果等と併せて様々な角度から総合的に検証を行っています。

(7) 内部通報制度

当社では、「内部通報の奨励と通報者を保護するための規程」を定め、役職員その他会社の業務にかかわる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止すると共に、通報の対象となった者に対する適切な取扱いを図っています。

3 利益相反管理基本方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社また

はAIGの金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ① お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ② お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引

- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 特定方法・管理方法・管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。

(3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。

(4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

4 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp/>) で公表しています。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係（提携して融資取引を実施する場合を含む。）も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう、必要な措置を講じます。反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5 顧客情報保護に関する態勢

皆さまの大切な情報の保護と管理態勢の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

具体的には、「個人情報保護に関する法律」および関連するガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役職員にその遵守を徹底しています。また、顧客情報管理の総責任者として「顧客情報統括管理責任者」を任命すると共に、管理体制の整備および推進に関する協議等を行うための機関として「顧客情報保護委員会」を設置し、組織態勢面の強化を図っています。

同委員会では事業年度ごとに個人情報保護計画を策定しています。

- ① 顧客情報保護の重要性を社員および代理店に徹底させるための教育・研修プログラムを一層充実させ継続的に実施する
- ② サイバー攻撃から顧客情報を保護するためのサイバーセキュリティリスク管理の態勢を強化する
- ③ 点検や監査を実施して内部管理態勢を確立する（代理店、外部委託先を含む）
- ④ 顧客情報の紛失や誤送付等の事案における原因の分析および再発防止策を策定・実行する

なお、顧客情報の保護に関しては「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp/>) で公表しています。

※下記ポリシーは、当社が法令等に基づきホームページで公表している内容の要旨を掲載するものです。ポリシーは随時見直しを行い、変更が生じた場合には当社ホームページ等に掲載し、公表しております。

■ プライバシーポリシー【要旨】

AIU損害保険株式会社（以下「当社」という）は、業務上お取り扱いさせていただくお客さまの個人情報を保護することをお約束します。個人情報および個人番号の保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）、その他の関連法令等を遵守して、個人情報および特定個人情報^{*}を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

※ 特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

I. 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 保険に関連・付随する業務の実施
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に関連・付随する業務

2. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- (3) 再保険の手続をする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

3. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じます。また、法令等により要請される、

組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くします。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

4. 個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、保有個人データの開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、中止）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応します。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。これらの具体的な請求手続きについては、下記のお問合せ先までご連絡ください。

5. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、下記のお問合せ先へご連絡ください。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページ等に掲載し、公表いたします。

II. 特定個人情報の取扱いについて

当社は、適法かつ公正な手段で業務上お取り扱いさせていただく特定個人情報を取得します。取得した特定個人情報は、法令等で定められた利用目的の範囲内でのみ取り扱い、法令で認められた場合を除き第三者提供を行いません。特定個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。また、安全管理のため十分なセキュリティ対策を講じます。

III. 個人情報および特定個人情報に関するお問合せ先

AIU損害保険株式会社 お客さま情報相談窓口：

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

電話：0120-336-112（通話料無料）

9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、保険証券に記載の営業店・代理店等にご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

一般社団法人 外国損害保険協会

ホームページアドレス：http://www.fnlia.gr.jp/

また、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を下記にて受け付けております。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（但し、12:00～13:00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：http://www.hoken-ombs.or.jp/

● 当社ホームページ（http://www.aiu.co.jp/）

6 内部統制システムの構築および運用状況の概況

(1) 内部統制の考え方

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針（2016年5月1日時点）

当社は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありかつアメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。）が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に際してAIGJHの承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「特定関係者間取引規程」を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役、執行役員（以下「取締役等」という。）および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針および「AIG 行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス統括部門および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集管理基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、顧客の保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。

- (5) 当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、苦情管理に係る規程類、「保険契約管理基本規程」および「保険金支払管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対応を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー」、「顧客情報保護基本規程」・「情報管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本方針」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、「リスク管理方針」および「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
 - ① 当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理部門責任者やリスク管理部門を置くなど、組織体制を整備する。
 - ② 当社は、「統合リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソ

ルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。

- (3) 当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、危機管理体制に係る規程類等を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2) 当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議しまたは決議する。
- (4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5) 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等および使用人が参画する弛まぬ企業文化の変革を推進する。

5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書等管理規程」を定め、取締役会、委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「監査役補助者」という。）を配置する。
- (2) 監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
- (3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。

- (4) 当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容（以下「報告事項等」という。）について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (4) 当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。
- (5) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べるこ

とができる。

- (6) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当社が負担する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (3) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

(2) 内部統制システムの運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

- 当社は、親会社であるAIGJHおよび当社が定めた各種基本方針に則り、業務運営を行っています。また、当社はAIGJHとの間に経営管理契約を締結し、重要な方針、規程、計画の策定や制定にあたってはAIGJHの事前承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行っています。
- 経営ガバナンスの強化については、代表取締役社長およびその他の執行役員が業務の執行を担い、AIGJHのメンバーが取締役（非常勤）としてその監督にあたることで、監督と執行が分離する体制を実施しています。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、グループ共通の「コンプライアンス基本方針」等に基づき、すべての役職員が高い倫理観をもってコンプライアンスの推進に取り組む体制を整備しています。
- 当社のコンプライアンス推進体制は、チーフ・コンプライアンスオフィサーをコンプライアンス部門責任者とし、法務・コンプライアンス部が実務を統括しています。法務・コンプライアンス部は役職員がコンプライアンスを実践するための

手引である「コンプライアンス・マニュアル」を整備・管理し、年2回のWeb研修を実施する等、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図っています。また、これらの活動は、コンプライアンス委員会、経営会議、取締役会へ報告されると共に、経営管理契約に基づきAIGJHにも報告を行う体制を整えています。

- 当社は、「保険金支払いに関するガイドライン」や「保険金支払管理規程」に基づき、お客さまの視点に立った対応強化の一環として苦情の分析結果や具体的事例に基づく社員指導を行っています。
- 迅速かつ適切な保険契約管理の確保を目的に、「保険証券・変更承認書の発行所要日数」を25日以内とする目標を定め、遅延契約の発生状況のモニタリングを通じて、損害保険会社の社会的な役割をふまえた適時・適切な保険金支払業務を行うための必要な態勢の整備・強化に努めています。
- 当社は、「内部通報の奨励と通報者を保護するための規程」に基づき、法務・コンプライアンス部だけでなく、上司、監査部、人事部、チーフ・コンプライアンスオフィサー等へ通報を行うことができる体制を整えています。
- 当社は、「プライバシーポリシー」を策定し公表を行うと共に、「顧客情報保護基本規程」等に基づき、顧客情報統括管理責任者と年次の「顧客情報保護計画」を定めています。顧客情報保護委員会では、顧客情報保護管理態勢の整備および推

進状況の各種モニタリングの結果の報告や、社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入に向けた法改正への対応を行っています。

- ・当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、反社会的勢力への具体的な対応について定め、反社会的勢力への対応に際しては役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対処することとしています。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」等に基づき、被監査部門に対して十分な牽制機能を発揮するための独立性を確保しています。また、グループとして監査の品質、実効性および効率性を確保する観点から、当社の独立性を確保しつつ、AIGJHに当社の監査を業務委託し、グループ内の監査リソースやノウハウ等の共有が可能となる体制を整えています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はグループ共通の「リスク管理方針」「リスクアペタイト方針」等に基づき、統合リスク管理委員会や各リスク管理委員会の運営を通してリスク管理を行っています。また、「ストレステスト規程」に基づきストレステストを実施し、ORSA（Own Risk and Solvency Assessment）レポートを通じて、リスクとソルベンシーの自己評価を年次で実施しています。
- ・四半期ごとに、純資産額およびソルベンシー・マージン比率の実績と年度末までの予測を作成し、自己資本充実度の評価・分析、ストレステストの実施等を通じて、自己資本充実度を定期的に確認し、管理しています。
- ・事業継続管理業務について当社は、年度ごとに BCM 推進計画を策定し、当該計画に基づき安否確認訓練等、事業継続や危機管理に関する各種 BCM 活動を行っています。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、グループとしての経営方針および中期経営計画に基づき、経営戦略および目標を定め、経営資源の配分を行っています。
- ・当社は、各種社内規程に基づいて職務権限、意思決定および業務遂行のルールを明確化することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しています。また、取締役会の委任に基づき迅速な意思決定を行うこと、取締役会の承認を要する重要事項の事前審議を行うこと等を目的として、経営会議を設置しています。
- ・当社は、正確かつ強固な IT システムを構築するため、システム部門においてシステム企画・開発・運用に関する事項の決議、協議、審議・報告を行うシステム委員会を開催し、当社の

システムリスクについて、経営陣と共有し、議論する態勢を整備しています。

5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、取締役会や委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等について作成、保管、管理を行っています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、常勤監査役を指揮命令者とする監査役の職務を補助する能力と専門性を有する監査役補助者を 1 名配置しています。また、当該使用人の人事評価は常勤監査役が行うことで、業務遂行に係る不当な制約を排除しています。

7. 監査役への報告に関する体制

- ・当社は、監査役が監査業務を適切に遂行するために、取締役等、使用人および内部監査部門が重要情報等を適時・適切に報告する体制を整備しています。
- ・監査役は取締役会を含む重要な委員会等に出席しており、当社はそれらの会議において、監査役に法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について報告しています。
- ・当社は監査役が取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる体制を整えています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、必要性を速やかに確認のうえ、当社が負担しています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査への協力に努めています。
- ・当社の代表取締役および業務執行取締役・執行役員は、定期的に監査役と意見交換を行い、監査上の重要課題等について相互認識と信頼関係を深めています。
- ・内部監査部門や会計監査人が監査役と定期的な意見交換等を行うことで、監査役が会計監査人等と十分に連携を図る機会を確保しています。

7 内部監査について

当社は、すべての部門や業務の中から、リスクベース・アプローチによりリスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野に優先順位をつけたうえで、本店各部門や営業支店、損害サービスセンターに対する業務監査を実施し、全社的なリスク管理プロセスやコンプライアンス態勢の有効性のモニタリングならびに評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や是正措置が記載さ

れた監査報告書は、経営陣に対する経営課題の解決に向けた有益な情報として活用されています。

内部監査を担う監査部は、代表取締役社長 兼 CEOの直轄組織となっており、監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社の内部監査部長に直接または間接的に報告する仕組みを保持しており、監査部の独立性を確保しています。

8 お客さま満足度向上に向けた取り組み

(1) お客さまの声を把握する取り組みの実施

当社では、お客さまの声を経営に反映させ、お客さまのニーズにマッチした商品やサービスをお届けできるよう取り組んでいます。2015年度は次のような取り組みを行いました。

お客さま満足度調査アンケート

保険金支払業務について通年当社で実施している「お客さま満足度調査」*では、満足度93.1%（2015年11月末までの過去1年間：「満足」「やや満足」の合計）というお客さまの評価をいただきました。また、「やや不満」「不満」という回答をいただいたお客さまに対しては、担当責任者が直接連絡をとり、その原因をお聞きするなど、お客さまの声をサービス内容の充実や社員教育に活かしています。

(※) お客さま満足度調査：保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート（「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価）において、有効回答のうち「満足」が「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

お客さまの声（苦情）の把握

お客さまの声を把握する取り組みとしては、ご意見等への対応も大きな役割を果たしています。本社お客様相談室、全国の部支店、損害サービスセンター、代理店等を通じて2015年度に当社に寄せられたお客さまの声は年間4,445件（2015年4月～2016年3月）にのぼりました。これらの声は「お客さまの声データベース」へ登録され、お客様相談室、業務品質改善部、商品管理部および関係社員・部門間で共有して、的確かつ迅速に問題に対応しています。また、お客さまの声は毎月「お客様の声検証会議」の場で分析・管理して再発防止、業務の改善、商品・サービスの改定に役立てると共に、その内容は経営会議に報告されています。

2015年度お客さまの声受付概要（2015年4月～2016年3月）

保険種目別

自動車保険	1,314
火災保険	1,028
傷害保険	1,764
その他の保険	278
その他（保険種目に関係ないもの）	61
合 計	4,445

※ 上記合計件数には、「保険金支払い不服お申し出窓口」へご連絡いただいた7件を含みます。

内容別（重複あり）

契約募集・保全関係	1,752
保険金支払関係	1,435
接客態度・マナー関係	1,122
その他	456
合 計	4,765

(2) お客さまの声を踏まえた商品・サービス改善や業務改善について

当社では、お客さまの声を商品・サービスおよび日常業務の改善に役立てています。2015年度には次のような取組みを行いました。

商品・サービスの改善

●ロードサービス受付態勢の改善

利便性の向上

大雪等でロードサービスのご用命が集中した場合に、電話が繋がらない、繋がるまで数分待たされた、等の苦情をいただきました。そこで、ロードサービスを委託している会社において、対応する人員の増強および設備の拡充を行っていただき、電話応答率の改善を図りました。

●海外旅行保険申込サイトのスマートフォン対応の改善

利便性の向上

従来の海外旅行保険のインターネット契約画面が、スマートフォンで操作した場合、パソコン用の画面が表示され、見にくい部分や操作しにくい部分がありました。そこで、スマートフォンで操作した場合はスマートフォン専用画面を表示し、表示と操作性の改善を行いました。

●最新の海外提携医療機関情報の提供

利便性の向上

海外旅行保険の契約証と共に携行いただいている小冊子に、当社と提携し海外でキャッシュレス・メディカルサービスを提供する病院を掲載していますが、お客さまが病院に連絡したところ、当該病院が閉鎖されていたり、移転していたりしてサービスを利用できないという苦情をいただきました。当社では、提携病院の異動については随時把握をしておりますが、小冊子の印刷変更等に時間がかかるため、適時情報を更新することが難しい状態でした。そこで、最新の提携病院のリストをホームページに掲載することとし、小冊子にもホームページを確認いただくようご案内する文言を追加しました。

主な業務の改善

●高齢者募集時同意書の改善

高齢者に対する保険募集時に使用する、『(契約補助者制度・親族連絡先用)個人情報取扱い同意書兼説明受諾書』の一部に、文字が小さく読みにくい箇所があることをご指摘をいただきました。そこで、高齢のお客さまが読みやすくなるよう同意書全般の文字の大きさを拡大すると共に、UD(ユニバーサルデザイン)フォントに改めました。

●障がい者に対する保険募集上の配慮

2015年10月の金融庁による「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」策定を受け、2016年3月に当社独自の「障がいをお持ちのお客さまへの対応」を作成し、障がいをお持ちのお客さまを契約者として保険募集を行う場合や、障がいをお持ちのお客さま、またはそのご家族から保険商品やサービス等に関するお問い合わせを受けた場合には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称「障害者差別解消法」)の趣旨を踏まえ、丁寧にかつ、柔軟に対応するべく、社員および募集人向けに教育研修を実施しました。

●営業部支店社員の電話応対品質向上

社員の電話応対に関する苦情を減少させるため、外部機関に委託してミステリーコール(お客さまを装った調査員による電話応対の実態調査)によるモニタリングを行い、その結果を踏まえ、商品のお問い合わせへの全社的な対応方針を決定、営業部支店の電話応対行動指針を策定したうえで、電話応対トレーニングを定期的実施しています。併せて、商品知識向上のためのウェブトレーニングも実施しています。

●募集人の商品知識向上

募集人による商品やサービスに関する説明がわかりにくいという苦情をいただくことがあります。毎月のお客さまの声からこれらの商品説明等に関する苦情を抽出し、本社各部門の専門社員が詳細に分析したうえで、説明を間違えやすい点やお客さまが誤解しやすい点をわかりやすく解説するニュースやクイズ形式の教材を作成し、代理店内の従業員教育に活用しています。

(3) お客さまの声について中立・公正な立場で問題解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

①「一般社団法人保険オンブズマン」

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（但し、12:00～13:00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めると共に、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家等が紛争解決手続きを実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

②「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

③「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

CONTENTS

I. 事業の概要

1. 概況	34
2. 保険引受の状況	35
3. 資産運用の状況	39
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	40

II. 経理の概況

1. 計算書類	42
2. 資産・負債及び損益の明細	48
3. 有価証券等の時価情報	56
4. 第三分野保険の責任準備金の確認	58
5. その他	58

III. コーポレート・データ	59
-----------------	----

IV. 店舗所在地一覧	64
-------------	----

- 記載された2013年3月31日以前のデータ及び内容はエイアイユー インシュアランスカンパニー（日本支店）、2013年4月1日以降のデータ及び内容はAIU損害保険株式会社に関する保険業の業況及び財産の状況を表しています。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。
- 比率（構成比、利回り等）は記載単位未満を四捨五入して表示しています。
- 金額・比率の「-」は該当がないことを、「0」は数値が記載単位未満であることを表しています。
- 数字頭部の△は、数値がマイナスであることを表しています。
- 「2015年度」は2015年4月1日から2016年3月31日までの期間を、「2015年度末」は2016年3月31日の時点を表しています。
- 「元受正味保険料」は特に異なる注釈がない限り、「収入積立保険料」を除いて表示しています。「収入積立保険料」は、積立保険の収入保険料から補償部分の保険料、積立解約返戻金等を控除したものです。

I. 事業の概要

1 概況

主要な経営指標等の推移

(単位: 百万円)

項 目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料) (対前期増減(△)率)	242,282 (1.3%)	242,722 (0.2%)	246,367 (1.5%)	255,317 (3.6%)	257,219 (0.7%)
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	55,186 (1.3%)	57,727 (4.6%)	59,019 (2.2%)	59,055 (0.1%)	64,137 (8.6%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	64,821 (3.6%)	63,122 (△ 2.6%)	61,989 (△ 1.8%)	63,506 (2.4%)	68,078 (7.2%)
保険引受損益 (対前期増減(△)率)	△ 4,039 (－%)	△ 53 (－%)	3,343 (－%)	1,447 (△ 56.7%)	291 (△ 79.8%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	△ 4,297 (－%)	1,130 (－%)	4,379 (287.5%)	3,551 (△ 18.9%)	1,703 (△ 52.0%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	△ 5,762 (－%)	△ 117 (－%)	2,997 (－%)	2,715 (△ 9.4%)	△ 228 (△ 108.4%)
正味損害率	72.8%	59.9%	53.5%	52.8%	47.3%
正味事業費率	40.9%	39.7%	39.9%	42.3%	49.0%
資本金の額(2012年以前は持込資本金) [発行済株式総数]	10,346 [－株]	10,346 [－株]	13,762 [11,010株]	13,762 [11,010株]	13,762 [11,010株]
純資産額	5,092	11,169	23,769	30,026	26,121
総資産額	172,025	170,951	159,768	187,377	180,504
積立勘定として経理された資産額	6,546	3,333	1,448	1,175	1,080
責任準備金残高	81,450	79,627	70,604	73,070	76,298
貸付金残高	45	50	22	4,017	4,018
有価証券残高	117,208	116,235	117,948	119,640	105,873
単体ソルベンシー・マージン比率(%)	586.4	738.7	800.0	780.3	738.3
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数(名)	2,218	2,150	2,001	2,438	2,385

(注) 1. 従業員数は、内務職員のみを表示しています。

2. 「資本金」について、2012年度以前は支社のため「持込資本金」となっています。また、「発行済株式総数」について同様に2012年度以前は支社のため記載すべき事項がありません。

3. 「配当性向」について、2012年度以前は支社のため記載すべき事項がありません。

2 保険引受の状況

(1) 元受正味保険料及び正味収入保険料

(単位:百万円)

①元受正味保険料(含む収入積立保険料)

種 目	2014年度		2015年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	51,205	20.1	50,573	19.7
海上	5,478	2.1	5,417	2.1
傷害	60,151	23.6	59,427	23.1
自動車	51,875	20.3	52,075	20.2
自動車損害賠償責任	2,835	1.1	2,651	1.0
その他	83,770	32.8	87,073	33.9
(うち賠償責任)	(31,595)	(12.4)	(33,065)	(12.9)
合計	255,317	100.0	257,219	100.0

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

②正味収入保険料

種 目	2014年度		2015年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	955	1.6	929	1.5
海上	1,038	1.8	1,004	1.6
傷害	20,450	34.6	21,761	33.9
自動車	15,998	27.1	16,307	25.4
自動車損害賠償責任	3,832	6.5	3,669	5.7
その他	16,781	28.4	20,465	31.9
(うち賠償責任)	(6,965)	(11.8)	(9,876)	(15.4)
合計	59,055	100.0	64,137	100.0

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料

(2) 受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

①受再正味保険料

種 目	2014年度	2015年度
火災	490	502
海上	772	707
傷害	733	△ 8
自動車	96	101
自動車損害賠償責任	3,052	2,938
その他	1,427	610
(うち賠償責任)	(1,059)	(197)
合計	6,573	4,851

(注) 受再正味保険料 = 受再契約に係る収入保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

②支払再保険料

種 目	2014年度	2015年度
火災	50,740	50,145
海上	5,212	5,120
傷害	40,441	37,662
自動車	35,973	35,869
自動車損害賠償責任	2,056	1,920
その他	68,407	67,222
(うち賠償責任)	(25,690)	(23,386)
合計	202,831	197,942

(注) 支払再保険料 = 出再契約に係る支払保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

(3) 解約返戻金及び保険引受利益

(単位:百万円)

① 解約返戻金

種 目	2014年度	2015年度
火災	1,736	2,081
海上	—	—
傷害	787	853
自動車	479	510
自動車損害賠償責任	155	160
その他	490	649
(うち賠償責任)	(173)	(293)
合計	3,649	4,254

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金 + 積立解約返戻金

② 保険引受利益

種 目	2014年度	2015年度
火災	△ 4,152	△ 6,281
海上	△ 229	30
傷害	5,045	3,292
自動車	1,157	2,270
自動車損害賠償責任	—	—
その他	△ 372	979
(うち賠償責任)	(788)	(1,386)
合計	1,447	291

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

(4) 正味支払保険金及び元受正味保険金

(単位:百万円)

① 正味支払保険金

種 目	2014年度	2015年度
火災	1,111	837
海上	283	188
傷害	6,349	6,213
自動車	7,563	7,740
自動車損害賠償責任	2,886	2,965
その他	6,368	6,228
(うち賠償責任)	(2,565)	(2,384)
合計	24,562	24,174

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味保険金 + 受再正味保険金) - 回収再保険金

② 元受正味保険金

種 目	2014年度	2015年度
火災	19,373	14,847
海上	1,086	1,261
傷害	25,026	23,992
自動車	25,490	26,080
自動車損害賠償責任	2,472	2,461
その他	29,280	32,231
(うち賠償責任)	(11,946)	(15,727)
合計	102,729	100,873

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

(5) 受再正味保険金及び回収再保険金

(単位：百万円)

① 受再正味保険金

種 目	2014年度	2015年度
火災	166	284
海上	452	437
傷害	10	1
自動車	63	68
自動車損害賠償責任	2,886	2,965
その他	1,316	249
(うち賠償責任)	(1,204)	(229)
合計	4,895	4,006

(注) 受再正味保険金＝受再保険に係る支払保険金－受再保険金戻入

② 回収再保険金

種 目	2014年度	2015年度
火災	18,428	14,294
海上	1,254	1,510
傷害	18,687	17,780
自動車	17,989	18,408
自動車損害賠償責任	2,472	2,461
その他	24,229	26,252
(うち賠償責任)	(10,584)	(13,572)
合計	83,062	80,706

(注) 回収再保険金＝出再契約に係る回収保険金－再保険金割戻

(6) 契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では、満期を迎えられたご契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いすると共に、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。（運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0となります。）

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2015年5月及び2016年5月に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

区 分	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2015年5月満期	5年	－ 円	0.5%
	10年	－ 円	0.5%
2016年5月満期	5年	－ 円	0.5%
	10年	－ 円	0.5%

(注) 2015年5月及び2016年5月に満期を迎えた契約に対してお支払いした契約者配当金の額。

積立普通傷害保険、満期返戻金50万円、一時払いの場合。

(7) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2014年度			2015年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	192.4	289.0	481.4	171.7	521.6	693.3
海上	31.7	82.5	114.2	25.9	74.4	100.3
傷害	37.5	36.8	74.2	35.5	47.7	83.2
自動車	62.8	27.9	90.7	58.9	26.3	85.1
自動車損害賠償責任	82.8	29.5	112.3	89.7	31.0	120.7
その他	48.5	49.3	97.9	38.4	49.0	87.5
(うち賠償責任)	(45.4)	(40.2)	(85.6)	(31.5)	(42.0)	(73.5)
合計	52.8	42.3	95.2	47.3	49.0	96.3

(注) 1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(8) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：％)

種 目	2014年度			2015年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	47.8	55.3	103.1	46.8	56.5	103.3
海上	30.2	42.2	72.4	26.1	38.3	64.4
傷害	43.5	40.2	83.6	41.7	47.7	89.5
(医療)	(34.3)			(34.5)		
(その他)	(44.3)			(42.4)		
自動車	52.6	38.0	90.6	50.9	37.5	88.5
その他	48.6	41.4	90.0	46.9	43.4	90.3
(うち賠償責任)	(45.8)	(37.9)	(83.7)	(73.3)	(43.5)	(116.8)
合計	47.5	42.3	89.9	46.0	45.0	91.0

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害のうち「医療」には、メディカル総合保険等に係る損害率を表示しています。
 特約として傷害保険に付帯されている医療給付については、「その他」に含めています。

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：％)

区 分	2014年度	2015年度
国内契約	99.3	99.6
海外契約	0.7	0.4

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5者の割合

	出再を行った再保険者の数	出再保険料のうち上位5者の出再先に集中している割合(％)
2014年度	18 (3)	97.2 (100.0)
2015年度	19 (3)	97.7 (100.0)

- (注) 1. 再保険者の数は、再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。
 2. 上記の再保険者に対する再保険料は、2014年度では99.5%、2015年度では99.5%となっています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：％)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合 計
2014年度	98.9 (71.4)	－ (－)	1.1 (28.6)	100.0 (100.0)
2015年度	99.0 (94.7)	－ (－)	1.0 (5.3)	100.0 (100.0)

- (注) 1. 再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は以下の方法により区分しています。
 ①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Best社またはFitch社の格付を使用しています。
 ②スタンダード&プアーズ社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ③A.M.Best社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ④Fitch社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(12) 未収再保険金

(単位：百万円)

		2014年度	2015年度
1	年度開始時の未収再保険金	13,870 (4)	25,962 (1)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	80,126 (7)	77,958 (5)
3	当該年度回収等	68,033 (10)	77,610 (6)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	25,962 (1)	26,310 (0)

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

3 資産運用の状況

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	7,584	4.0	5,998	3.3
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	119,640	63.8	105,873	58.7
貸付金	4,017	2.1	4,018	2.2
土地・建物	405	0.2	791	0.4
運用資産計	131,646	70.3	116,681	64.6
総資産	187,377	100.0	180,504	100.0

(2) 利息・配当収入及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2014年度		2015年度	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	5	0.06	0	0.01
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,375	1.25	1,378	1.31
貸付金	29	1.10	47	1.19
土地・建物	—	—	—	—
小計	1,409	1.17	1,427	1.23
その他	—		—	
合計	1,409		1,427	

(3) 海外投融資残高及び利回り

(単位:百万円)

区 分		2014年度末		2015年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外貨建	外国公社債	6,682	24.0	10,612	36.8
	外国株式	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	6,682	24.0	10,612	36.8
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	21,171	76.0	18,241	63.2
	その他	—	—	—	—
	計	21,171	76.0	18,241	63.2
合計		27,854	100.0	28,854	100.0
海外投融資利回り		0.97%		0.68%	

(注) 海外投融資利回りは、資産運用利回り(実現利回り)を表示しており、預貯金は含んでいません。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(1) 単体ソルベンシー・マージン比率等の状況
(保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況)

(単位:百万円)

項 目	2014年度末	2015年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	66,565	64,655
資本金又は基金等	19,285	19,057
価格変動準備金	170	215
危険準備金	205	205
異常危険準備金	35,036	37,179
一般貸倒引当金	86	58
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前)	11,770	7,930
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段 等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	9	9
(B) 単体リスクの合計額	17,059	17,513
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク(R ₁)	5,998	6,805
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	200	198
資産運用リスク(R ₄)	9,688	9,116
経営管理リスク(R ₅)	419	433
巨大災害リスク(R ₆)	5,074	5,543
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%)	780.3	738.3
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、2014年度末の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。なお、当社ではその他有価証券評価差額金に対応するヘッジ取引を行っていないため、対象となる繰延ヘッジ損益はありません。

(2) 単体ソルベンシー・マージン比率とは

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(P.40の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:P.40の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(P.40の(C))です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③、及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、下記の項目の総額です。(該当がある項目のみ表記しています。)

- ① 資本金又は基金等
資本金に相当する金額及び剰余金として貸借対照表に計上している金額
 - ② 価格変動準備金
保有する株式等の価格変動による損失の補てんに備えて、保険業法に基づき積み立てた金額
 - ③ 危険準備金
保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法に基づき責任準備金として積み立てた金額
 - ④ 異常危険準備金
異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法に基づき、責任準備金として積み立てた金額
 - ⑤ 一般貸倒引当金
代理店貸、再保険貸等の債権の貸倒損失に備えて引き当てた金額のうち、債務者が特定されないもの
 - ⑥ その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益
保有するその他有価証券(保有目的が売買目的あるいは満期保有目的以外の有価証券)の時価評価により生じた評価差額及びそれに対応する繰延ヘッジ損益(ただし、合計額が評価益の場合は90%を算入)
 - ⑦ その他
上記の剰余金を基礎に、リスク発生時の課税所得の圧縮による税負担の軽減効果(税効果相当額)として算出した金額等
- 上記のうち、①～⑥は貸借対照表に計上されています。また、⑦については、貸借対照表に計上された金額を基礎として算出しています。

5. ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

Ⅱ. 経理の概況

Ⅱ

経理の概況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2014年度末 (2015年3月31日現在)	2015年度末 (2016年3月31日現在)	科 目	2014年度末 (2015年3月31日現在)	2015年度末 (2016年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	7,586	6,000	保険契約準備金	88,622	91,341
現金	2	2	支払備金	15,552	15,043
預貯金	7,584	5,998	責任準備金	73,070	76,298
有価証券	119,640	105,873	その他負債	52,054	46,695
国債	6,780	6,984	共同保険借	73	86
地方債	6,365	5,010	再保険借	3,030	2,970
社債	55,250	44,862	外国再保険借	34,102	28,645
株式	15,886	11,614	未払法人税等	384	1,830
外国証券	27,854	28,854	預り金	1,271	1,338
その他の証券	7,503	8,546	未払金	6,392	6,068
貸付金	4,017	4,018	仮受金	4,724	3,169
保険約款貸付	17	18	金融派生商品	1,160	986
一般貸付	4,000	4,000	資産除去債務	914	1,601
有形固定資産	823	1,144	退職給付引当金	13,457	13,281
無形固定資産	9,994	17,560	役員退職慰労引当金	144	222
その他資産	45,500	46,042	賞与引当金	546	795
未収保険料	783	644	特別法上の準備金	170	215
代理店貸	9,780	8,292	価格変動準備金	170	215
共同保険貸	167	95	繰延税金負債	2,352	1,830
再保険貸	938	1,083	負債の部合計	157,350	154,382
外国再保険貸	26,097	26,337	(純資産の部)		
未収金	2,213	2,135	資本金	13,762	13,762
未収収益	291	256	資本剰余金	10	10
預託金	1,501	1,910	利益剰余金	5,513	5,285
仮払金	3,391	4,177	その他利益剰余金	5,513	5,285
金融派生商品	47	881	繰越利益剰余金	5,513	5,285
その他の資産	288	228	株主資本合計	19,285	19,057
貸倒引当金	△ 185	△ 136	その他有価証券評価差額金	10,741	7,064
			評価・換算差額等合計	10,741	7,064
資産の部合計	187,377	180,504	純資産の部合計	30,026	26,121
			負債及び純資産の部合計	187,377	180,504

(注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法により行っています。
2. デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
3. 有形固定資産の減価償却は定額法により行っています。
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により行っています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、統合リスク管理委員会による審議を経た後、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。
8. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備え、内部規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。
9. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

12. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法

外貨建債券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジを採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債券
- (3) ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしています。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動の累計を比較する方法により行っています。

13. 消費税等の会計処理は税抜方式により行っています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は税込方式により行っています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

14. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により収受した保険料を原資に、適切なリスク管理のもと資産運用を行っています。運用資産は、将来の保険金や満期返戻金、解約返戻金等の保険契約に係る負債の支払いに備えるため、資産・負債の総合管理（ALM）の高度化を進めるなど、負債特性を考慮した運用を行っています。同時に、大規模災害等に備えるため一定の流動性を維持しつつ、運用資産の分散を図ることにより、資産運用収益の安定的拡大及び保有資産の安全性確保に努めています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金があります。

資産運用に関するリスクは、金利、為替、株価等の市場変動に伴う市場リスク、与信先の債務不履行等により損失を被る信用リスク、市場の混乱等により不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

これらのリスクに対するヘッジを目的として、有価証券投資の一部は、為替予約取引を利用しており、ヘッジ会計を適用しています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

資産の運用にあたっては、「資産運用基準」を定め、資産運用部門はそれに従って投融資を実施し、あわせて、投融資委員会を設置し、適正な投融資となるよう審議・検討する体制を作っています。

更に、金融商品を含む資産運用リスクについては、当社では、「リスク管理方針」等のもと、「資産運用リスク管理規程」を作成し、それに従って資産運用リスクを管理しています。「資産運用リスク管理規程」では、金利変動リスク、価格変動リスク・為替変動リスク等、リスクを分類し、それぞれにモニタリング方法を定めています。リスク管理部門は、規程に定められたそれぞれの方法により資産運用の各リスクをモニタリングし、定期的に統合リスク管理委員会等に報告しています。

各リスクのモニタリングは、バリュエーション・リスクの計測手法などにより、計量化し把握するよう努めています。加えて、通常の市場変化を超える環境への想定とし、ストレステストを実施し、ストレス下のリスク量を把握するようにしています。
15. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	6,000	6,000	－
(2) 有価証券			
① 満期保有目的の債券	10,905	12,067	1,162
② その他有価証券	92,959	92,959	－
(3) 貸付金	4,018	4,018	－
資産計	113,883	115,046	1,162
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△976	△976	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	871	871	－
デリバティブ取引計	△104	△104	－

(※) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
 - (2) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっています。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっています。また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっています。
 - (3) 貸付金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
 - (4) デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しています。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券②その他有価証券」には含めていません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
① 株式(※)	574
② その他の証券(※)	1,434
合計	2,008

(※) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

16. (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号

- に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は3,031百万円です。
18. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定14,086百万円です。
19. 関係会社に対する金銭債権総額は105百万円、金銭債務総額は424百万円です。
20. 繰延税金資産の総額は18,084百万円、繰延税金負債の総額は1,830百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は18,084百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金9,756百万円、退職給付引当金3,709百万円、有価証券評価損1,284百万円及び支払備金287百万円等です。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金1,747百万円です。(法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正)
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.8%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.9%となります。この税率変更により、繰延税金負債は55百万円減少しています。なお、当事業年度の当期純損失への影響は軽微です。
21. 担保に供している資産は、有価証券573百万円です。
22. 支払備金の内訳は以下のとおりです。
支払備金(出再支払備金控除前、
(ロ)に掲げる金額を除く) 91,412 百万円
同上に係る出再支払備金 77,585 百万円
差引(イ) 13,827 百万円
地震保険及び自動車損害賠償
責任保険に係る支払備金(ロ) 1,215 百万円
計(イ+ロ) 15,043 百万円
23. 責任準備金の内訳は以下のとおりです。
普通責任準備金
(出再責任準備金控除前) 221,833 百万円
同上に係る出再責任準備金 189,381 百万円
差引(イ) 32,451 百万円
その他の責任準備金(ロ) 43,847 百万円
計(イ+ロ) 76,298 百万円
24. 1株当たりの純資産額は2,372,542円79銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は10,010株、普通株式と同等の株式数は1,000株です。

25. 退職給付に関する事項は以下のとおりです。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	42,467 百万円
勤務費用	1,315 百万円
利息費用	428 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△419 百万円
退職給付の支払額	△1,223 百万円
過去勤務費用の当期発生額	518 百万円

期末における退職給付債務 43,086 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	26,452 百万円
期待運用収益	539 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△785 百万円
事業主からの拠出額	1,712 百万円
退職給付の支払額	△996 百万円

期末における年金資産 26,921 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立制度	
退職給付債務	43,082 百万円
年金資産	△26,921 百万円
未認識数理計算上の差異	△2,354 百万円
未認識過去勤務費用	△528 百万円
	13,278 百万円

非積立制度	
退職給付債務	3 百万円
未認識数理計算上の差異	0 百万円
	3 百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 13,281 百万円

(4) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	52%
株式	41%
現金及び預金	3%
その他	4%
合計	100%

(5) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の率を考慮しています。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎割引率	1.00%
長期期待運用収益率	3.25%

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位: 百万円)

(注記)

科 目	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
経常収益	63,506	68,078
保険引受収益	59,979	64,847
正味収入保険料	59,055	64,137
収入積立保険料	3	△ 9
積立保険料等運用益	284	202
支払備金戻入額	540	508
為替差益	69	0
その他保険引受収益	25	7
資産運用収益	2,581	2,037
利息及び配当金収入	1,409	1,427
有価証券売却益	1,454	811
有価証券償還益	0	0
その他運用収益	0	0
積立保険料等運用益振替	△ 284	△ 202
その他経常収益	945	1,193
経常費用	59,954	66,374
保険引受費用	12,215	11,706
正味支払保険金	24,562	24,174
損害調査費	6,636	6,158
諸手数料及び集金費	△ 21,781	△ 21,981
満期返戻金	318	114
契約者配当金	0	0
責任準備金繰入額	2,465	3,228
その他保険引受費用	12	12
資産運用費用	76	309
有価証券売却損	0	101
有価証券評価損	—	1
有価証券償還損	1	0
金融派生商品費用	63	175
為替差損	10	30
営業費及び一般管理費	46,975	53,604
その他経常費用	688	754
支払利息	19	17
貸倒引当金繰入額	103	—
貸倒損失	1	—
その他の経常費用	563	736
経常利益	3,551	1,703
特別利益	—	—
特別損失	45	307
固定資産処分損	2	0
特別法上の準備金繰入額	42	45
価格変動準備金繰入額	42	45
早期退職関連費用	—	261
税引前当期純利益	3,506	1,396
法人税及び住民税	745	1,572
法人税及び住民税追徴税額	—	360
法人税及び住民税還付税額	—	△ 375
法人税等調整額	45	67
法人税等合計	790	1,624
当期純利益又は当期純損失(△)	2,715	△ 228

経常損益の部

特別損益の部

1. 関係会社との取引による費用総額は 3,540 百万円です。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は以下のとおりです。
収入保険料 262,079 百万円
支払再保険料 197,942 百万円
差引 64,137 百万円
(2) 正味支払保険金の内訳は以下のとおりです。
支払保険金 104,880 百万円
回収再保険金 80,706 百万円
差引 24,174 百万円
(3) 諸手数料及び集金費の内訳は以下のとおりです。
支払諸手数料及び集金費 56,297 百万円
出再保険手数料 78,279 百万円
差引 △ 21,981 百万円
(4) 支払備金戻入額(△は繰入額)の内訳は以下のとおりです。
支払備金戻入額
(出再支払備金控除前、
(ロ)に掲げる金額を除く) △ 8,079 百万円
同上に係る出再支払
備金戻入額 △ 8,597 百万円
差引(イ) 517 百万円
地震保険及び自動車損害賠償
責任保険に係る
支払備金戻入額(ロ) △ 8 百万円
計(イ+ロ) 508 百万円
(5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は以下のとおりです。
普通責任準備金繰入額
(出再責任準備金控除前) 10,000 百万円
同上に係る出再責任
準備金繰入額 8,795 百万円
差引(イ) 1,204 百万円
その他の責任
準備金繰入額(ロ) 2,023 百万円
計(イ+ロ) 3,228 百万円
(6) 利息及び配当金収入の内訳は以下のとおりです。
預貯金利息 0 百万円
有価証券利息・配当金 1,378 百万円
貸付金利息 47 百万円
計 1,427 百万円
3. 金融派生商品費用中の評価損益は 931 百万円の損です。
4. 1 株当たりの当期純損失は 20,757 円 78 銭です。算定上の基礎である当期純損失は 228 百万円であり普通株式及び普通株式と同等の株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は 10,010 株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は 1,000 株です。
5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は 1,762 百万円であり、その内訳は以下のとおりです。
勤務費用 1,315 百万円
利息費用 428 百万円
期待運用収益 △ 539 百万円
数理計算上の差異の費用処理額 457 百万円
過去勤務費用の費用処理額 101 百万円
計 1,762 百万円
6. 当期における法定実効税率は 28.8%、税効果適用後の法人税等の負担率は 116.4% であり、この差異の主要な内訳は評価性引

当額の増加による 66.6%、前期法人税等還付額による△ 26.9%、前期法人税等追徴税額による 25.8%、交際費等損金不算入による 11.6%、法人住民税均等割による 7.4%、及び受取配当等の益金不算入等による△ 1.8% 等です。

7. 関連当事者との取引については以下のとおりです。
(1) 親会社及び法人主要株主等該当事項はありません。
(2) 関連会社等該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等
種類: 親会社の子会社
会社等の名称: ナショナルユニオン
議決権等の所有(被所有)の割合: なし
関連当事者との関係: なし

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
出再取引			
保険料	123,880	外国再保険貸	17,129
保険金	48,800	外国再保険借	18,749
手数料	50,195		

種類: 親会社の子会社
会社等の名称: アメリカン インター
ナショナル リンシュアランス カン
パニー
議決権等の所有(被所有)の割合: なし
関連当事者との関係: なし

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
出再取引			
保険料	58,110	外国再保険貸	8,660
保険金	24,177	外国再保険借	7,911
手数料	24,891		

種類: 親会社の子会社
会社等の名称: AIG ビジネス・パー
トナース株式会社
議決権等の所有(被所有)の割合: なし
関連当事者との関係: 当社資金の貸付

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
資金の貸付(純額)	4,000	貸付金	4,000
受取利息	46	未収金	8

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 出再取引については、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しています。
資金貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(4) 役員及び個人主要株主等該当事項はありません。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	3,506	1,396
減価償却費	509	789
支払備金の増減額(△は減少)	△ 540	△ 508
責任準備金の増減額(△は減少)	2,465	3,228
貸倒引当金の増減額(△は減少)	101	△ 48
退職給付引当金の増減額(△は減少)	655	△ 176
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	29	77
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 248	248
価格変動準備金の増減額(△は減少)	42	45
利息及び配当金収入	△ 1,409	△ 1,427
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,453	△ 708
金融派生商品関係損益(△は益)	63	△ 137
支払利息	19	17
為替差損益(△は益)	△ 58	30
有形固定資産関係損益(△は益)	2	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 14,981	243
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	18,394	△ 7,391
その他	△ 30	593
小 計	7,067	△ 3,726
利息及び配当金の受取額	1,750	1,732
利息の支払額	△ 19	△ 17
法人税等の支払額	△ 1,724	△ 413
法人税等の還付額	—	375
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,073	△ 2,048
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	2,040	—
有価証券の取得による支出	△ 21,240	△ 23,696
有価証券の売却・償還による収入	25,243	32,761
貸付金の純増減額(△は増加)	△ 3,994	△ 1
資産運用活動計	2,048	9,064
(営業活動及び資産運用活動計)	(9,122)	(7,015)
有形固定資産の取得による支出	△ 160	△ 398
有形固定資産の売却による収入	0	180
無形固定資産の取得による支出	△ 7,694	△ 8,367
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,806	479
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	37	△ 16
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,304	△ 1,585
現金及び現金同等物期首残高	6,168	7,576
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	103	—
現金及び現金同等物期末残高	7,576	5,990

(注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。
現金及び預貯金 6,000 百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △10 百万円
現金及び現金同等物 5,990 百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2014年度							
区 分	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	13,762	－	2,576	16,338	7,430	7,430	23,769
会計方針の変更による 累積的影響額	－	－	97	97	－	－	97
会計方針の変更を反映した 当期首残高	13,762	－	2,673	16,435	7,430	7,430	23,866
当期変動額							
合併による増加	－	10	124	134	－	－	134
当期純利益	－	－	2,715	2,715	－	－	2,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	3,310	3,310	3,310
当期変動額合計	－	10	2,840	2,850	3,310	3,310	6,160
当期末残高	13,762	10	5,513	19,285	10,741	10,741	30,026
2015年度							
区 分	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	13,762	10	5,513	19,285	10,741	10,741	30,026
当期変動額							
当期純損失	－	－	△228	△228	－	－	△228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	△3,676	△3,676	△3,676
当期変動額合計	－	－	△228	△228	△3,676	△3,676	△3,905
当期末残高	13,762	10	5,285	19,057	7,064	7,064	26,121

2 資産・負債及び損益の明細

(1) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当はありません。

(2) 保有有価証券の種類別残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	6,780	5.6	6,984	6.6
地方債	6,365	5.3	5,010	4.7
社債	55,250	46.2	44,862	42.4
株式	15,886	13.3	11,614	11.0
外国証券	27,854	23.3	28,854	27.2
その他の証券	7,503	6.3	8,546	8.1
合計	119,640	100.0	105,873	100.0

(3) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
公社債	0.81	0.91
株式	2.91	2.87
外国証券	1.17	1.08
その他の証券	6.05	6.00
合計	1.25	1.31

(4) 保有有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度末							2015年度末						
	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
国債	—	1,505	2,470	149	625	2,028	6,780	171	40	2,263	638	—	3,870	6,984
地方債	1,312	—	742	4,310	—	—	6,365	—	—	3,547	1,463	—	—	5,010
社債	11,556	8,441	14,561	9,227	2,913	8,549	55,250	2,037	9,699	14,576	3,907	2,211	12,429	44,862
株式						15,886	15,886						11,614	11,614
外国証券	3,917	10,232	11,783	—	—	1,919	27,854	4,243	11,688	8,469	—	—	4,452	28,854
公社債	3,917	10,232	11,783	—	—	1,919	27,854	4,243	11,688	8,469	—	—	4,452	28,854
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	7,503	7,503	—	—	—	—	—	8,546	8,546
合計	16,786	20,180	29,558	13,687	3,538	35,887	119,640	6,452	21,429	28,856	6,009	2,211	40,914	105,873

(5) 保有株式の業種別残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
製造業	食料品	—	—	—
	繊維製品	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—
	化学	402	2.5	—
	医薬品	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—
	金属製品	250	1.6	198
	機械	70	0.4	48
	電気機器	367	2.3	230
	輸送用機器	—	—	—
	精密機器	—	—	—
	その他製品	—	—	—
	小計	1,090	6.9	478
非製造業	水産・農林業	—	—	—
	鉱業	—	—	—
	建設業	440	2.8	411
	電気・ガス業	—	—	—
	陸運業	743	4.7	718
	海運業	—	—	—
	空運業	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	270	1.7	149
	情報・通信業	—	—	—
	卸売業	1,506	9.5	1,738
	小売業	62	0.4	55
	銀行業	—	—	—
	証券・商品先物取引業	573	3.6	601
	保険業	9,932	62.5	6,304
	その他金融業	424	2.7	155
	不動産業	338	2.1	335
	サービス業	503	3.2	665
	小計	14,795	93.1	11,135
	合計	15,886	100.0	11,614

(6) 貸付金の残存期間別残高(除く約款貸付)

(単位: 百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2014年度末	変動金利	4,000	—	—	—	—	—	4,000
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	一般貸付計	4,000	—	—	—	—	—	4,000
2015年度末	変動金利	4,000	—	—	—	—	—	4,000
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	一般貸付計	4,000	—	—	—	—	—	4,000

(7) 業種別貸付金残高及び構成比

(単位: 百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
サービス業等	4,000	99.6	4,000	99.5
その他	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—	—
小計	4,000	99.6	4,000	99.5
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—
一般貸付計	4,000	99.6	4,000	99.5
約款貸付	17	0.4	18	0.5
合計	4,017	100.0	4,018	100.0

(8) 貸付金の担保別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	4,000	100.0	4,000	100.0
その他	—	—	—	—
一般貸付計	4,000	100.0	4,000	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

(9) 貸付金の使途別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設備資金	4,000	100.0	4,000	100.0
運転資金	—	—	—	—
合計	4,000	100.0	4,000	100.0

(10) 貸付金(企業向け貸付)の企業規模別残高

(単位:百万円)

区 分		2014年度末		2015年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	1	100.0	1	100.0
	金 額	4,000	100.0	4,000	100.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	1	100.0	1	100.0
	金 額	4,000	100.0	4,000	100.0

(11) リスク管理債権額

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	—	—

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。なお、「リスク管理債権」は貸付金のみを対象としています。

(12) 債務者区分に基づいて区分された債権額

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	4,025	4,027
合計	4,025	4,027

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3ヶ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金（1及び2に掲げる債権を除く）以下同じ）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く））をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

(14) 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	405	791
営業用	405	791
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	405	791
営業用	405	791
賃貸用	—	—
その他の有形固定資産	418	353
有形固定資産合計	823	1,144

(15) 特別勘定に関する指標等

該当はありません。

(16) 支払備金及び責任準備金

(単位：百万円)

① 支払備金及び責任準備金残高

種 目	支払備金		責任準備金	
	2014年度末	2015年度末	2014年度末	2015年度末
火災	312	375	13,121	13,820
海上	153	95	789	814
傷害	3,194	2,684	22,359	23,186
自動車	5,697	5,318	13,875	14,409
自動車損害賠償責任	1,206	1,215	5,403	5,376
その他	4,986	5,354	17,520	18,692
(うち賠償責任)	(2,016)	(2,531)	(6,009)	(6,725)
合計	15,552	15,043	73,070	76,298

② 責任準備金の内訳

	種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2014年度末	火災	8,969	4,071	72	7	0	13,121
	海上	182	606	—	—	—	789
	傷害	7,608	14,588	33	126	2	22,359
	自動車	4,465	9,409	0	—	—	13,875
	自動車損害賠償責任	5,403	—	—	—	—	5,403
	その他	10,019	6,360	99	1,032	7	17,520
	合計	36,650	35,036	205	1,167	10	73,070
2015年度末	火災	9,394	4,345	75	4	0	13,820
	海上	156	657	—	—	—	814
	傷害	7,897	15,169	32	85	1	23,186
	自動車	4,504	9,904	0	—	—	14,409
	自動車損害賠償責任	5,376	—	—	—	—	5,376
	その他	10,498	7,102	97	985	8	18,692
	合計	37,827	37,179	205	1,076	10	76,298

③ 責任準備金積立水準

区 分		2014年度	2015年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率= (実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

④期首時点支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積差額
2011年度	15,959	9,077	5,895	986
2012年度	15,355	8,866	6,284	205
2013年度	15,047	8,230	6,104	712
2014年度	14,932	8,393	5,714	824
2015年度	14,345	7,562	6,042	740

(注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑤事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

●自動車

事故発生年度		2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
区 分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	9,582			9,257			8,216			7,538			7,534		
	1年後	9,397	0.98	△184	9,144	0.99	△112	8,106	0.99	△109	7,475	0.99	△63			
	2年後	9,275	0.99	△121	9,042	0.99	△102	8,089	1.00	△16						
	3年後	9,136	0.98	△139	9,056	1.00	14									
	4年後	9,079	0.99	△57												
最終損害見積額		9,079			9,056			8,089			7,475			7,534		
累計保険金		8,935			8,619			7,429			6,355			4,962		
支払備金		143			436			660			1,119			2,572		

●傷害

事故発生年度		2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
区 分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	7,724			6,986			6,601			6,426			5,946		
	1年後	7,553	0.98	△170	6,870	0.98	△115	6,593	1.00	△8	6,200	0.96	△225			
	2年後	7,473	0.99	△79	6,878	1.00	7	6,593	1.00	0						
	3年後	7,465	1.00	△8	6,853	1.00	△24									
	4年後	7,457	1.00	△8												
最終損害見積額		7,457			6,853			6,593			6,200			5,946		
累計保険金		7,427			6,811			6,474			5,909			3,798		
支払備金		30			42			118			291			2,147		

●賠償責任

事故発生年度		2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
区 分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	2,529			2,255			2,657			2,568			2,309		
	1年後	2,549	1.01	19	2,312	1.03	56	2,375	0.89	△282	2,836	1.10	268			
	2年後	2,466	0.97	△82	2,207	0.95	△104	2,579	1.09	203						
	3年後	2,419	0.98	△47	2,299	1.04	92									
	4年後	2,487	1.03	67												
最終損害見積額		2,487			2,299			2,579			2,836			2,309		
累計保険金		2,344			2,068			2,238			2,210			1,241		
支払備金		142			231			340			626			1,067		

(注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

(17) 引当金の内訳及び増減

(単位：百万円)

区 分	2014年度			2015年度		
	2013年度末残高	2014年度末残高	増加額	2014年度末残高	2015年度末残高	増加額
貸倒引当金計	83	185	101	185	136	△ 48
一般貸倒引当金	25	86	61	86	58	△ 28
個別貸倒引当金	57	98	40	98	78	△ 20
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	12,899	13,457	557	13,457	13,281	△ 176
役員退職慰労引当金	115	144	29	144	222	77
賞与引当金	755	546	△ 208	546	795	248
価格変動準備金	128	170	42	170	215	45

(18) 貸付金償却

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
貸付金償却額	—	—

(19) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

(単位：百万円)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額（経常損失の増加額）＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
	2014年度	2015年度
増加する発生損害額(a)	546	591
増加する異常危険準備金取崩額(b)	0	—
経常利益の減少額又は経常損失の増加額(a－b)	546	591

(20) 事業費の明細

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
人件費	23,579	24,551
物件費	29,143	34,105
税金	889	1,105
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
合計	53,611	59,762
諸手数料及び集金費	△ 21,781	△ 21,981
事業費合計	31,830	37,780

3 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券

(単位：百万円)

① 形態別

区 分	2014年度末			2015年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	106,561	119,640	13,078	97,061	105,873	8,811
公社債	67,155	68,396	1,241	55,469	56,858	1,388
株式	7,536	15,886	8,349	7,454	11,614	4,159
外国証券	27,513	27,854	340	28,653	28,854	201
その他の証券	4,355	7,503	3,147	5,484	8,546	3,061

② 保有目的別

区 分	2014年度末			2015年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	6,977	6,977	—	10,905	10,905	—
子会社及び関連会社株式	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	99,583	112,662	13,078	86,156	94,968	8,811
合計	106,561	119,640	13,078	97,061	105,873	8,811

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券については帳簿価額としています。

(2) 金銭の信託

該当はありません。

(3) デリバティブ取引関係

(単位：百万円)

2014年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引			該当はありません。		
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引 以外の取引	為替予約取引				
		売建				
		米ドル	3,839	2,861	△893	△893
英ポンド		2,066	922	△266	△266	
ユーロ	1,807	—	47	47		
合計		—	—	△1,113	△1,113	
b.その他 該当はありません。						

2015年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引 以外の取引	為替予約取引				
		売建				
		米ドル	2,861	—	△491	△491
		英ポンド	922	—	△23	△23
		買建				
		米ドル	3,661	—	△308	△308
	英ポンド	1,098	—	△152	△152	
	合計		—	—	△976	△976
	b.その他 該当はありません。					
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
a.通貨関連						
区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	
市場取引 以外の取引	為替予約取引					
	売建					
	米ドル	9,477	3,585	519	519	
	英ポンド	2,347	2,347	302	302	
ユーロ	1,828	—	49	49		
合計		—	—	871	871	
b.その他 該当はありません。						

4 第三分野保険の責任準備金の確認

メディカル総合保険や終身医療保険等の医療にかかわる保険商品（第三分野保険）の保険金のお支払いは、健康保険制度等の医療政策の変更や新型インフルエンザ等の新しい感染症の発生等、事前の予測が困難な要因による影響を受けやすいという特徴があります。また、一般に保障期間が長期にわたるため、保険会社としては、ご契約をいただいた時点では想定することが難しいリスクを長期間保有することになります。そのため、特にこれらの保険商品においては、保険会社がお客さまへの将来の保険金のお支払いに備えて積立てを行っている責任準備金について、その水準が十分であることを慎重に検討する必要があります。

当社では、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを実施することにより、責任準備金の十分性の確認を行っております。具体的には、対象となるご契約を保障内容ごとに区分して、過去の事故発生率の推移から将来の事故発生率を統計的に合理的な方法で予測し、その将来の事故発生率が通常の想定範囲を超えるような状況が発生した場合でも、責任準備金が、将来の保険金のお支払いに支障をきたすことがない水準であることの確認を行っています。

ストレステストの結果、第三分野保険の責任準備金は十分な水準にありました。なお、保険計理人が関連法令に基づいてストレステストの内容が適切であることの確認を行いました。

5 その他

(1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2014年度

2014年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2015年度

2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

（注）PwCあらた有限責任監査法人は、2016年7月1日付でPwCあらた監査法人から名称変更しております。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のAIU損害保険株式会社の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、代表取締役社長 兼 CEOが確認しております。

商 号

AIU損害保険株式会社

本 社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

Tel. 03-3216-6611 (代表)

<http://www.aiu.co.jp/>

役員の状況

1. 取締役・監査役の状況

役 名	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役会長 (非常勤)	ラリック・ホール (1967年6月5日生)	2008年 6月 AIG 入社 2012年 11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) AIG富士インシュアランスサービス株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 11月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役副社長(現任) 当社 取締役会長(非常勤)(現任)
代表取締役 社長	小関 誠 (1951年5月15日生)	1975年 10月 AIU保険会社 入社 2004年 7月 AIGスター生命保険株式会社(現ジブラルタ生命保険株式会社) 専務取締役 2010年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 2011年 4月 当社 日本における代表者 会長 2012年 6月 当社 日本における代表者 会長 兼 CEO 2013年 4月 当社 代表取締役社長 兼 CEO(現任)
取締役 (非常勤)	ロバート・ノディン (1961年5月26日生)	1985年 8月 AIG 入社 2011年 4月 AIU保険会社 日本における代表者 兼 CEO 2012年 5月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント (非常勤)(現任) 当社 取締役(非常勤)(現任) 2012年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO (現任) 2014年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2014年 7月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	クリスチャン・サンドリック (1973年11月8日生)	1999年 8月 AIG 入社 2010年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 常務執行役員 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員(現任) 2016年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2016年 2月 テックマークジャパン株式会社 取締役(非常勤)(現任)

役 名	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	首藤 透 (1959年6月25日生)	2002年 2月 AIG 株式会社 (現AIGテクノロジーズ株式会社) 入社 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 6月 同社 取締役 兼 代表執行役副社長 2011年 9月 同社 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 (現任) AIU損害保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任)
取締役 (非常勤)	松岡 直美 (1965年11月7日生)	2014年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2014年 6月 同社 取締役専務執行役員 (現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役 (非常勤) AIU損害保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2015年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長 (非常勤) (現任)
取締役 (非常勤)	ケネス・ライリー (1973年8月29日生)	1999年 11月 AIG 入社 2013年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 (現任) 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任)
取締役 (非常勤)	スティーブ・スネル (1962年8月5日生)	1980年 9月 AIG 入社 2012年 11月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント (非常勤) (現任) 2014年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 2015年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役副社長 (現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役会長 (非常勤) (現任)
取締役 (非常勤)	アンドラシュ・シェイエイ (1975年8月13日生)	2002年 3月 AIG 入社 2014年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 コントローラー 兼 スタチュ トリー-CFO 富士火災海上保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2015年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2015年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 (現任) 2016年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任)
監査役 (常勤)	山岡 修 (1955年7月1日生)	1997年 8月 AIU保険会社 入社 2013年 4月 当社 監査役 (常勤) (現任) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役 (非常勤) (現任)
社外 監査役 (非常勤)	羽田 幸善 (1943年2月2日生)	1970年 6月 AIU保険会社 入社 2014年 6月 当社 社外監査役 (非常勤) (現任) 富士火災海上保険株式会社 社外監査役 (非常勤) (現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役 (非常勤) (現任)
社外 監査役 (非常勤)	長田 國彦 (1952年9月6日生)	1976年 4月 富士火災海上保険株式会社 入社 2010年 4月 同社 執行役 2011年 9月 同社 監査役 (常勤) (現任) 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 社外監査役 (非常勤) (現任)

役員略歴に関する注記

- 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク (AIG)、日本における AIG のグループ会社のうち保険持株会社と保険会社に加え、AIG アセット
マネジメント株式会社、AIG 富士インシュアランスサービス株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーパック株式会社、および過去に AIG と資本関係のあっ
た会社(存続会社含む) における略歴に限定して記載しています。
- 本表においては、社名もしくは会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
 - ・AIU 損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社についてはすべて AIU 保険会社と記載しています。
 - ・アメリカンホーム医療・損害保険株式会社について、2014年4月の日本法人化以前の前身会社についてはすべてアメリカンホーム保険会社と記載しています。
 - ・AIG ジャパン・ホールディングス株式会社について、2012年11月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。
 - ・AIG 富士生命保険株式会社について、2013年4月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。

2. 役員構成・担当業務

役 名	氏 名	担 当
取締役会長 (非常勤)	ラリック・ホール	
代表取締役社長 兼 CEO	小関 誠	事業全般
取締役 (非常勤)	ロバート・ノディン	
取締役 (非常勤)	クリスチャン・サンドリック	
取締役 (非常勤)	首藤 透	
取締役 (非常勤)	松岡 直美	
取締役 (非常勤)	ケネス・ライリー	
取締役 (非常勤)	スティーブ・スネル	
取締役 (非常勤)	アンドラシュ・シェイエイ	
専務執行役員 兼 COO	金子 昌之	経営企画、統合推進
専務執行役員 兼 CDO	見瀬 清次	セールス & ディストリビューション
常務執行役員	ポール・アトキンソン	コーポレート・ディストリビューション
執行役員 兼 CFO	北澤 緑	経理、財務、資産運用、再保険
執行役員	坂岸 潔	業務品質、法務・コンプライアンス、募集管理統括、数理
執行役員	福江 吉郎	法人会
執行役員 兼 CIO	庄 暁暉	システム
執行役員	御厨 志郎	コマーシャルライン
執行役員	片山 敦	A & Hライン、商品管理、自動車保険、個人火災保険
執行役員	東中 幸二	人事
執行役員	湯本 英利	オペレーション、損害サービス
監査役 (常勤)	山岡 修	
社外監査役 (非常勤)	羽田 幸善	
社外監査役 (非常勤)	長田 國彦	

(注) 小関 誠は執行役員を兼務しております。

会計監査人の状況

PwCあらた有限責任監査法人

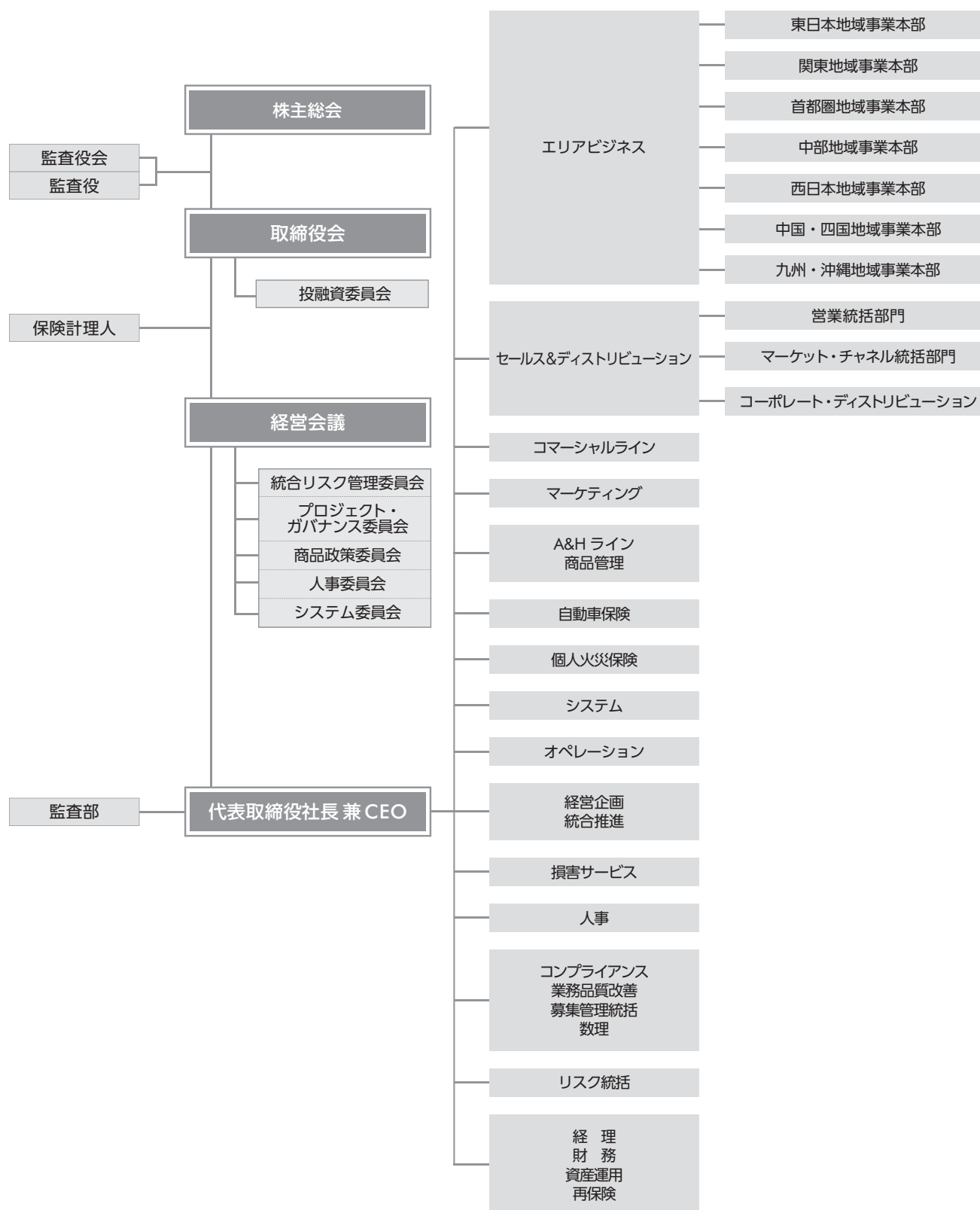
(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2016年7月1日付で PwCあらた監査法人から名称変更しております。

株主の状況

株主名	AIGジャパン・ホールディングス株式会社		
	11,010 株		
持株数	内 訳	普通株式	10,010 株
		A種種類株式	1,000 株
持株比率	100%		

● AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

組織図



会社沿革

- 1946年 ● AIUコーポレーション(AIUC) 日本支店を開設
- 1949年 ● AIUが引受けを代行するファイアーメンズ保険会社、ハノーバー火災保険会社、パシフィック・ナショナル・ファイアー保険会社の3社が日本政府より損害保険事業免許を受け、日本人を対象とする営業を開始
- 1952年 ● アメリカン・インターナショナル保険会社(AIA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1960年 ● アメリカンホーム保険会社(AHA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1963年 ● 日本法人AIU(株)を設立
- 1964年 ● AIU(株)がAIUジャパン社より保険事業代行業務を引き継ぎ、営業を開始
- 1971年 ● AIU(株)と大同生命が業務提携。「経営者大型総合保障制度」の販売を開始
- 1972年 ● 沖縄の本土復帰に伴い、AIU 沖縄をAIU(株)の傘下に吸収
- 1974年 ● AIU東京ビル(大手町)完成
- 1977年 ● エイアイユー インシュアランス カンパニー(AIU保険会社)、日本における損害保険事業免許を取得
- 1978年 ● AIU保険会社日本支社はAIU(株)より保険業務を引き継ぎ、営業を開始。全支店・営業所を同社に移籍
- 1990年 ● 「会社役員賠償責任保険」を発売
- 1992年 ● 「環境汚染賠償責任保険」を発売
- 1996年 ● 「ホームアシスタンス・サービス」の取扱いを開始
- 1997年 ● 「雇用慣行賠償責任保険」を発売
● アルカウエスト(東京・錦糸町)完成、本店各本部が移転
- 1998年 ● 業界初「包括職業賠償責任保険」を発売
● 日本初のインターネットを利用した海外旅行保険のペーパーレス契約を開始
- 1999年 ● オリックス(株)と業務提携
● ライフスタイル傷害保険」を発売
- 2000年 ● AIUウエスト傷害クレームサービスセンターを開設
● 家族総合自動車保険「USA」を発売
● 「危機管理費用保険」を発売
● 富士火災海上保険(株)と包括的業務提携
● 沖縄コールセンターを開設
- 2001年 ● 「私立学校職業賠償責任保険」を発売
● 「メディカル総合保険」を発売
● 「企業向けネットセキュリティ保険」を発売
- 2002年 ● 損害調査および保険金支払業務全般について、ISO9001:2000年版の認証取得(～2008年9月)
● 事業総合賠償責任保険「STARs」を発売
● 業界初、海外旅行保険の保険金額無制限プランを発売
- 2003年 ● 個人向け危機管理費用保険特約「ライフセキュリティ保険特約」を発売
● 治療費用担保特約セットメディカル総合保険「スーパー上乘せ健保」を発売
● 家族総合自動車保険「USA II」を発売
- 2004年 ● 「個人情報漏洩保険」を発売
● 富山市にAIU コンタクトセンターを開設
● シニア向け医療保険「シニアにきちんと!」を発売
- 2005年 ● ロイヤル・サンアライアンス保険会社とロンドン保険会社の保険契約を包括移転
● 新銀行東京の代理店として融資業務の取次を開始
● JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)のオフィシャル損害保険パートナーとなる(～2008年)
- 2006年 ● AIU60周年記念商品「ハイパー任意労災」「プロバティガード」を発売
● 業界初、海外旅行保険契約証をインターネット上で発行する「e-policy(電子契約証)」を開始
● 三菱東京UFJ銀行の代理店として融資業務の取次を開始
● 「シール付のコンビニエンスストア用保険料払込票」で特許を取得
- 2007年 ● シニア向け医療保険「がんばれ! 40's」を発売
● 富山市にAIUビジネスサポートセンターを開設
● 海外旅行保険「Active Pass」を発売
● 事業総合賠償責任保険「STARs」の「個人情報漏洩危険担保特約」を発売
- 2008年 ● (株)イオン銀行と共同開発した「イオン銀行の女性医療保険」を発売
● 「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」を発売
● 人材派遣業向け事業総合賠償責任保険「STARs」を発売
● 「CDM(Clean Development Mechanism)向けポリティカルリスク保険」を発売
● 「ITビジネスガード」にセットできる「請負人担保特約」「派遣先業務担保特約」「海外開発担保特約」を発売
- 2009年 ● 自動車保険「type R」「type P」「type B」を発売
● AIGは損害保険事業を新ブランド「CHARTIS(チャーティス)」として展開することを決定。AIUもその傘下として同ブランドに対応
- 2010年 ● 火災保険「スイートホームプロテクション」で「発電エコ住宅割引」を導入
● 海外旅行保険「緊急歯科治療費用補償特約」を発売
● 「e約款」を導入
● 「IT・コンテンツビジネスガード Pack」を発売
● 医療機関向けセット商品「職員管理責任補償プラン」を発売
- 2011年 ● 企業財産保険「新価実損払特約」を発売
● 「特許等知的財産権特約」を発売
● 大同生命保険(株)と代理店委託契約を締結
● 東日本大震災発生における各種特別措置を実施
● 「アジア向け生産物担保特約」を発売
● 在宅勤務制度を導入
- 2012年 ● 保険金請求書類の全面的な電子化を開始
● 「コンテナ船輸入遅延特約」を発売
● 「サイバー攻撃対応費用特約」を発売
● 「アジアアンブレラ特約」を発売
● 日本法人への移行に向け、AIU損害保険(株)の損害保険業免許取得
● AIGは損害保険事業のブランドを「CHARTIS」から「AIG」として再構築。AIUもその傘下として同ブランドに対応
● 「CyberEdge」を発売
- 2013年 ● AIU損害保険(株)として営業を開始
● 日本法人化記念商品「WorldRisk®」を発売
● 外航貨物海上保険「CargoLITE®」を発売
● 日本におけるAIGグループの再編を発表(富士火災海上保険(株)と、関係当局認可等を前提に、合併による経営統合を行う方向で準備を進める)
● 総合事業者保険「スマートプロテクト®」を発売
● 大阪府と協定を締結し、提携分野の連携を強化
● 沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設
- 2014年 ● 経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定
● (株)アデランスと医療保険分野で業務提携
● AIGクレイム・ソリューション・ジャパン(株)を吸収合併
● 「マネジメント賠償責任拡張担保(2014)特約」を発売
● 「スマートプロテクト®」に財産に関する補償等を追加
● 「海上保険国内物流保険特約」を発売
- 2015年 ● S&P「日本SME格付け」の取次業務を開始
● 統合後の新会社名について「AIG損害保険株式会社」と発表
● MRP保険の「マネジメント賠償責任拡張担保(2015)特約」を販売
● 海外旅行者向けスマートフォンアプリ「はぴ旅®」を提供
● (株)J.D. パワー アジア・パシフィック「2015年自動車保険顧客満足度調査」において2部門で3年連続で第1位を受賞
● ストレスチェック実施義務化へ対応 中小企業の契約者のメンタルリスク対策をサポート
● UCDAアワード2015で「総合補償プラン」ご契約満期のご案内が「アナザーボイス賞」を受賞
- 2016年 ● 女性活躍推進法に基づく行動計画(日本におけるAIGグループ)を公表
● 大阪府と事業連携協定を締結し、自転車保険加入義務化をサポート

Ⅳ. 店舗所在地一覧

- 本社 Tel. 03-3216-6611
 - 〒100-8234 千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー
 - 〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

地域事業本部・支店

●東日本地域事業本部

- 〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 23F
- 仙台支店
〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 23F
Tel.022-726-7551
- 郡山支店
〒963-8004 郡山市中町1-22
郡山大同生命ビル6F
Tel.024-932-0822
- 盛岡支店
〒020-0022 盛岡市大通3-3-10
七十七日生盛岡ビル5F
Tel.019-653-1411
- 秋田支店
〒010-0001 秋田市中通2-3-8
秋田アトリオンビル10F
Tel.018-801-3010
- 山形支店
〒990-0033 山形市諏訪町1-1-1
センチュリープレイス山形7F
Tel.023-633-8282
- 八戸支店
〒031-0032 八戸市三日町2
青銀・明治安田ビル4F
Tel.0178-46-0100
- 札幌支店
〒060-0003 札幌市中央区北三条西4-1-1
日本生命札幌ビル17F
Tel.011-204-7510
- 旭川支店
〒070-0034 旭川市四条通10丁目左7号
大同生命旭川ビル6F
Tel.0166-24-0906
- 釧路支店
〒085-0015 釧路市北大通10-1-4
北陸銀行住友生命ビル8F
Tel.0154-25-3738
- 函館支店
〒040-0063 函館市若松町7-16
函館大同生命ビル4F
Tel.0138-26-2571
- 関東地域事業本部
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウィング13F
- 埼玉支店
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウィング13F
Tel.048-650-7610
- 宇都宮支店
〒320-0811 宇都宮市大通リ4-1-18
宇都宮大同生命ビル8F
Tel.028-627-3011
- 群馬支店
〒371-0805 前橋市南町3-9-5
大同生命前橋ビル6F
Tel.027-223-5771

- 新潟支店
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1214-2
大同生命新潟ビル7F
Tel.025-223-6231
- 長野支店
〒380-0824 長野市南石堂町1293
長栄南石堂ビル8F
Tel.026-229-6300
- 松本支店
〒390-0815 松本市深志2-5-26
松本第一ビル7F
Tel.0263-35-1933
- つくば支店
〒305-0031 つくば市吾妻3-15-15
オカバつくばビル4F
Tel.029-855-2321
- 水戸支店
〒310-0021 水戸市南町3-4-14
明治安田生命水戸南町ビル12F
Tel.029-226-6171
- 首都圏地域事業本部
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
- 東京第一支店
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-6894-9100
- 東京第二支店
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-6894-9110
- 東京第三支店
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-6894-9122
- 東京第四支店
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-6894-9140
- 東京第五支店(新宿オフィス)
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-5320-2561
- 東京第五支店(錦糸町オフィス)
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラル 17F
Tel.03-5637-0740
- 東京第六支店(錦糸町オフィス)
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラル 17F
Tel.03-5637-0721
- 東京第六支店(虎ノ門オフィス)
〒105-0001 港区虎ノ門5-13-1
虎ノ門 40MTビル6F
Tel.03-6895-2660
- 西東京支店
〒192-0083 八王子市旭町10-3
安嶋中央ビル3F
Tel.042-639-0720
- 甲府支店
〒400-0858 甲府市相生1-2-31
大同生命甲府ビル8F
Tel.055-228-3341
- 横浜支店
〒220-8111 横浜西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー 11F
Tel.045-683-3511

- 厚木支店
〒243-0018 厚木市中町4-16-21
プロミティあつぎビル3F
Tel.046-225-1272
- 湘南支店
〒251-0052 藤沢市藤沢484-1
藤沢アンバービル 6F
Tel.0466-25-6881
- 千葉支店
〒261-7120 千葉市美浜区中瀬2-6-1
WBG マリブイースト20F
Tel.043-350-3170
- 木更津支店
〒292-0805 木更津市大和2-1-2
ヤスミビル6F
Tel.0438-25-2561
- トラベルサービス首都圏営業部
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト19F
Tel.03-5819-5710
- 中部地域事業本部
〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル11F
- 名古屋支店
〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル11F
Tel.052-857-2020
- 中部代理店センター
〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル11F
Tel.052-857-2260
- 豊橋支店
〒440-0806 豊橋市八町通1-18
豊橋中央ビル3F
Tel.0532-54-3060
- 三重支店
〒514-0036 津市丸之内養正町4-1
森永三重ビル2F
Tel.059-229-1581
- 岐阜支店
〒500-8844 岐阜市吉野町6-16
大同生命広瀬ビル7F
Tel.058-262-4771
- 静岡支店
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1
水の森ビル5F
Tel.054-284-2781
- 沼津支店
〒410-0801 沼津市大手町3-8-25
清水銀行大同生命ビル7F
Tel.055-963-8081
- 浜松支店
〒430-7715 浜松市中区板屋町111-2
浜松アクトタワー 15F
Tel.053-454-0321
- 金沢支店
〒920-0919 金沢市南町4-60
金沢大同生命ビル2F
Tel.076-223-1144
- 富山支店
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
インテックビル5F
Tel.076-441-9525
- 福井支店
〒910-0006 福井市中央3-3-23
北陸中央ビル5F
Tel.0776-28-0141

●西日本地域事業本部

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F

●大阪第一支店

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6356-5430

●大阪第二支店

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6356-5443

●大阪第三支店

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6242-6360

●大阪第四支店

〒530-6035 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 35F
Tel.06-6242-2061

●西日本代理店センター

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6356-5774

●奈良支店

〒630-8241 奈良市高天町38-3
近鉄高天ビル 4F
Tel.0742-27-1185

●和歌山支店

〒640-8154 和歌山市六番丁5
和歌山第一生命ビル 2F
Tel.073-432-5641

●京都支店

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595
大同生命京都ビル 7F
Tel.075-223-1651

●神戸支店

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル 16F
Tel.078-360-2401

●姫路支店

〒670-0964 姫路市豊沢町135
姫路大同生命ビル 3F
Tel.079-284-0650

●トラベルサービス近畿支店

〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6356-5480

●中国・四国地域事業本部

〒730-0011 広島市中区基町11-10
合人社広島紙屋町ビル 2F

●広島支店

〒730-0011 広島市中区基町11-10
合人社広島紙屋町ビル 2F
Tel.082-222-4351

●岡山支店

〒700-0913 岡山市北区大供2-2-5
淳風会健康管理センター北館 7F
Tel.086-223-1144

●山口支店

〒740-0022 岩国市山手町1-2-23
AIUビル 2F
Tel.0827-23-0101

●松江支店

〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1
松江大同生命ビル 3F
Tel.0852-26-2781

●鳥取支店

〒680-0835 鳥取市東品治町102
鳥取駅前ビル 4F
Tel.0857-20-0081

●高松支店

〒760-0027 高松市紺屋町9-6
高松大同生命ビル 5F
Tel.087-821-8031

●松山支店

〒790-0878 松山市勝山町2-6-3
日本生命松山ビル 2F
Tel.089-946-3815

●徳島支店

〒770-0841 徳島市八百屋町3-26
徳島大同生命ビル 6F
Tel.088-622-7355

●高知支店

〒780-0053 高知市駅前町5-5
大同生命高知ビル 3F
Tel.088-884-1811

●九州・沖縄地域事業本部

〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館 7F

●福岡支店

〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館 7F
Tel.092-718-7000

●九州代理店センター

〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館 7F
Tel.092-718-7210

●久留米支店

〒830-0032 久留米市東町38-1
大同生命久留米ビル 1F
Tel.0942-39-7551

●佐賀支店

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45
三井生命佐賀駅前ビル 2F
Tel.0952-28-1452

●長崎支店

〒850-0031 長崎市桜町5-3
大同生命長崎ビル 3F
Tel.095-828-0881

●沖縄支店

〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12
ニッセイ那覇センタービル 3F
Tel.098-862-2174

●沖縄中部分室

〒904-0031 沖縄市上地1-11-1
トキワビル 3F
Tel.098-932-4710

●北九州支店

〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10
大同生命北九州ビル 10F
Tel.093-511-3821

●大分支店

〒870-0034 大分市都町1-3-22
大分都町ビル 2F
Tel.097-532-6102

●熊本支店

〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7
朝日新聞第一生命ビル 7F
Tel.096-352-6511

●宮崎支店

〒880-0806 宮崎市広島1-18-7
大同生命宮崎ビル 1F
Tel.0985-29-4611

●鹿児島支店

〒892-0846 鹿児島市加治屋町15-9
大同生命鹿児島ビル 5F
Tel.099-222-3315

トラベルサービス支店

●トラベルサービスダイレクトサポートセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト15F
Tel.0120-565-833

企業営業（首都圏地域事業本部）

●メジャーアカウントブラクティス部

●企業営業開発部

●東京第三支店営業二課

〒100-8234 千代田区丸の内1-8-3
丸の内トラストタワー本館 20F
Tel.03-3218-7082

損害サービスセンター

●東日本損害サービス本部

●東北損害サービスセンター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 23F
Tel.022-726-7631

●東北損害サービスセンター 郡山オフィス

〒963-8004 郡山市中央1-2-22
郡山大同生命ビル 6F
Tel.024-932-0833

●東北損害サービスセンター 八戸オフィス

〒031-0032 八戸市三日町2
青銀・明治安田ビル 4F
Tel.0178-46-0028

●東北損害サービスセンター 盛岡オフィス

〒020-0022 盛岡市大通3-3-10
七十七日生盛岡ビル 5F
Tel.019-653-1401

●北海道損害サービスセンター

〒060-0003 札幌市中央区北三条西4-1-1
日本生命札幌ビル 17F
Tel.011-204-7570

●北海道損害サービスセンター 旭川オフィス

〒070-0034 旭川市四条通10丁目左7号
大同生命旭川ビル 6F
Tel.0166-24-0910

●北海道損害サービスセンター 函館オフィス

〒040-0063 函館市若松町7-16
函館大同生命ビル 4F
Tel.0138-26-2921

●北海道損害サービスセンター 釧路オフィス

〒085-0015 釧路市北大通10-1-4
北陸銀行住友生命ビル 8F
Tel.0154-25-3740

●関信越損害サービス本部

●関信越損害サービスセンター

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウィング 13F
Tel.048-650-7630

●関信越損害サービスセンター 新潟オフィス

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1214-2
大同生命新潟ビル 7F
Tel.025-223-6281

●関信越損害サービスセンター 長野オフィス

〒380-0824 長野市南石堂町1293
長栄南石堂ビル 8F
Tel.026-229-6301

- 関信越損害サービスセンター 松本オフィス
〒390-0815 松本市深志 2-5-26
松本第一ビル 7F
Tel.0263-35-1918
- 宇都宮損害サービスセンター
〒320-0811 宇都宮市大通り4-1-18
宇都宮大同生命ビル 8F
Tel.028-627-3641
- 群馬損害サービスセンター
〒371-0805 前橋市南町 3-9-5
大同生命前橋ビル 6F
Tel.027-223-5725
- 水戸損害サービスセンター
〒310-0021 水戸市南町 3-4-14
明治安田生命水戸南町ビル 12F
Tel.029-226-6191
- 首都圏損害サービス本部
 - 首都圏第一損害サービスセンター
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 14F
Tel.03-6894-9290
 - 首都圏第一損害サービスセンター 甲府オフィス
〒400-0858 甲府市相生 1-2-31
大同生命甲府ビル 8F
Tel.055-228-3394
 - 首都圏第二損害サービスセンター
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14F
Tel.03-6894-9220
 - 首都圏第三損害サービスセンター
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14F
Tel.03-6894-9230
 - 首都圏第四損害サービスセンター
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14F
Tel.03-6894-9240
 - 首都圏第五損害サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4
アルカウエスト 10F
Tel.03-6688-9420
 - 西東京損害サービスセンター
〒192-0083 八王子市旭町 10-3
安嶋中央ビル 3F
Tel.042-639-0730
 - 神奈川損害サービスセンター
〒220-8111 横浜西区みなとみらい 2-2-1
横浜ランドマークタワー 11F
Tel.045-683-3481
 - 神奈川損害サービスセンター 湘南オフィス
〒251-0052 藤沢市藤沢 484-1
藤沢アンバービル 6F
Tel.0466-25-6880
 - 神奈川損害サービスセンター 厚木オフィス
〒243-0018 厚木市中町 4-16-21
プロミティあつぎビル 3F
Tel.046-225-1267
 - 千葉損害サービスセンター
〒261-7120 千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 20F
Tel.043-350-3180
 - 千葉損害サービスセンター 木更津オフィス
〒292-0805 木更津市大和 2-1-2
ヤスミビル 6F
Tel.0438-25-2521
- 中部損害サービス本部
 - 中部第一損害サービスセンター
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F
Tel.052-857-2110
 - 中部第一損害サービスセンター 三重オフィス
〒514-0036 津市丸之内養正町 4-1
森永三重ビル 2F
Tel.059-229-1505
 - 中部第一損害サービスセンター 豊橋オフィス
〒440-0806 豊橋市八町通 1-18
豊橋中央ビル 3F
Tel.0532-54-3081
 - 中部第二損害サービスセンター
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F
Tel.052-857-2110
 - 静岡損害サービスセンター
〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1
水の森ビル 5F
Tel.054-284-3831
 - 静岡損害サービスセンター 沼津オフィス
〒410-0801 沼津市大手町 3-8-25
清水銀行大同生命ビル 7F
Tel.055-963-8191
 - 浜松損害サービスセンター
〒430-7715 浜松市中区板屋町 111-2
浜松アクトタワー 15F
Tel.053-454-0280
 - 北陸損害サービスセンター
〒920-0919 金沢市南町 4-60
金沢大同生命ビル 2F
Tel.076-223-1486
- 西日本損害サービス本部
 - 近畿第一損害サービスセンター
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6242-6001
 - 近畿第一損害サービスセンター 奈良オフィス
〒630-8241 奈良市高天町 38-3
近鉄高天ビル 4F
Tel.0742-27-1185
 - 近畿第二損害サービスセンター
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 34F
Tel.06-6242-6001
 - 京都損害サービスセンター
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595
大同生命京都ビル 7F
Tel.075-231-2171
 - 兵庫損害サービスセンター
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル 16F
Tel.078-360-2085
 - 兵庫損害サービスセンター 姫路オフィス
〒670-0964 姫路市豊沢町 135
姫路大同生命ビル 3F
Tel.079-284-0672
 - 広島損害サービスセンター
〒730-0011 広島市中区基町 11-10
合人社広島紙屋町ビル 2F
Tel.082-222-4101
 - 広島損害サービスセンター 松江オフィス
〒690-0006 松江市伊勢宮町 519-1
松江大同生命ビル 3F
Tel.0852-26-2861
- 岡山損害サービスセンター
〒700-0913 岡山市北区大供 2-2-5
淳風会 健康管理センター北館 8F
Tel.086-223-1145
- 山口損害サービスセンター
〒740-0022 岩国市山手町 1-2-23
AIUビル 2F
Tel.0827-23-0281
- 四国第一損害サービスセンター
〒760-0027 高松市紺屋町 9-6
高松大同生命ビル 5F
Tel.087-821-8032
- 四国第一損害サービスセンター 徳島オフィス
〒770-0841 徳島市八百屋町 3-26
徳島大同生命ビル 6F
Tel.088-622-7355
- 四国第二損害サービスセンター
〒790-0878 松山市勝山町 2-6-3
日本生命松山ビル 2F
Tel.089-946-3868
- 九州・沖縄損害サービス本部
 - 九州損害サービスセンター
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30
天神ビル新館 7F
Tel.092-718-7070
 - 九州損害サービスセンター 佐賀オフィス
〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45
三井生命佐賀駅前ビル 2F
Tel.0952-28-1621
 - 九州損害サービスセンター 長崎オフィス
〒850-0031 長崎市桜町 5-3
大同生命長崎ビル 3F
Tel.095-828-0731
 - 久留米損害サービスセンター
〒830-0032 久留米市東町 38-1
大同生命久留米ビル 7F
Tel.0942-39-7862
 - 北九州損害サービスセンター
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10
大同生命北九州ビル 10F
Tel.093-511-3831
 - 北九州損害サービスセンター 大分オフィス
〒870-0034 大分市都町 1-3-22
大分都町ビル 2F
Tel.097-532-6277
 - 南九州損害サービスセンター
〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7
朝日新聞第一生命ビル 7F
Tel.096-352-6791
 - 南九州損害サービスセンター 宮崎オフィス
〒880-0806 宮崎市広島 1-18-7
大同生命宮崎ビル 1F
Tel.0985-29-4371
 - 南九州損害サービスセンター 鹿児島オフィス
〒892-0846 鹿児島市加治屋町 15-9
大同生命鹿児島ビル 5F
Tel.099-222-3356
 - 沖縄損害サービスセンター
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12
ニッセイ那覇センタービル 3F
Tel.098-862-2175
- グローバル損害サービス本部
 - 海損サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4
アルカウエスト 16F
Tel.03-5819-8629

- 企業損害サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.03-6688-9430
- 東日本損害サービス総合オフィス
 - イースト火災新種サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.0120-115-991
 - イーストメディカルサービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.0120-250-325
 - イースト旅行保険サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.0120-812-618
 - イースト傷害サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.0120-211-006
 - イーストオートサービスセンター
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
インテックビル14F
Tel.0120-989-611
 - 自賠責サービスセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.03-6688-9440
- 西日本損害サービス総合オフィス
 - ウエスト火災新種サービスセンター
〒530-6030 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー34F
Tel.0120-61-9016
 - ウエストメディカルサービスセンター
〒530-6030 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー30F
Tel.0120-938-244
 - 海外旅行保険サービスセンター
〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-12
那覇新都心センタービル2F
Tel.0120-974-260
 - ウエスト自動車サービスセンター
〒850-0843 長崎市常盤町1-1
メットライフ生命長崎ビル2F
Tel.0120-936-973
 - ウエスト傷害第一サービスセンター
〒530-6030 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー30F
Tel.0120-255-202
 - ウエスト傷害第二サービスセンター
〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館7F
Tel.0120-700-190
 - セントラル傷害サービスセンター
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
インテックビル14F
Tel.0120-127-592
 - エクスプレスサービスセンター
〒850-0843 長崎市常盤町1-1
メットライフ生命長崎ビル2F
Tel.0120-127-590
- 損害サービスコールセンターマネジメントオフィス
 - AIU事故受付センター
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
インテックビル14F
Tel.0120-01-9016
- ファーストコンタクトセンター
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4
アルカウエスト10F
Tel.0120-320-881



AIU 損害保険株式会社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー
〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
Tel.03-3216-6611(代表)
<http://www.aiu.co.jp/>



本冊子は責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC®
認証紙と環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

B08-614 07-16 4.7M (TF)